

6 子どもの放課後の居場所としての新ＢＯＰのあり方にか かる調査研究

1 はじめに	127
2 世田谷区におけるこれまでの経緯と現状の把握	129
3 本研究における課題の設定	142
4 おわりに	159

子どもの放課後の居場所としての新BOPのあり方にかかる調査研究

新 BOP あり方検討会*

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

我が国において、急激な人口増加の時代であった 20 世紀が過ぎ、今、人口減少が続く時代を迎えている。厚生労働省による最新の人口動態統計の推計によると、平成 28 年の出生数の年間推計は統計開始以降、初めて 100 万人を下回ることとなり、全国的には少子化が一層進行している。

こうした状況の中、世田谷区では総人口・子どもの数が増加しており、とりわけ 0 歳から 5 歳の就学前人口については、毎年 1,000 人近く増え続けているという、全国的にも数少ない自治体であるといえる。就学前児童の増加や共働き家庭の増加を背景とした保育需要の高まりに応えるべく、区は喫緊の課題として保育待機児童の解消に向けた保育基盤整備を進めてきた。この間の就学前児童の増加を受け、近年 6 歳から 11 歳、つまり小学生児童数の増加が顕著になりつつある。

全国的に保育待機児童の問題が大きく取り上げられる中、学童クラブについての待機児童の問題もここ数年で取り上げられるようになってきた。国は、学童クラブについて、平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、自治体に対して基準の条例化や整備目標の設定を求めている。区においても「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を制定し、面積基準や職員配置基準を定めるなど質の向上に努めるとともに、子ども・子育て支援事業計画を策定し、需要量を満たす確保に努めることとしている。区では、学童クラブについて定員を設けず、必要な面積の確保と職員の配置を行うことで対応を図っているものの、利用者の増加の影響により様々な課題を抱えている。

そこで本研究では、平成 17 年度より全区立小学校で展開している「BOP 事業」と「学童クラブ事業」を併せた取組みである「新 BOP 事業」全体について課題を整理したうえで、子どもの放課後の居場所の一つとして子どもたちにとって一層魅力のある取組みとなるよう、他自治体における先進事例のヒアリング等を踏まえながら、そのあり方について考察する。

1.2 国における放課後児童対策の位置づけ

放課後児童健全育成事業とは、いわゆる学童保育や学童クラブと呼ばれるものであり、

* 子ども・若者部（子ども育成推進課、児童課）、教育政策部（生涯学習・地域・学校連携課）、池本美香氏（世田谷区子ども・子育て会議委員）、せたがや自治政策研究所からなる共同研究体。

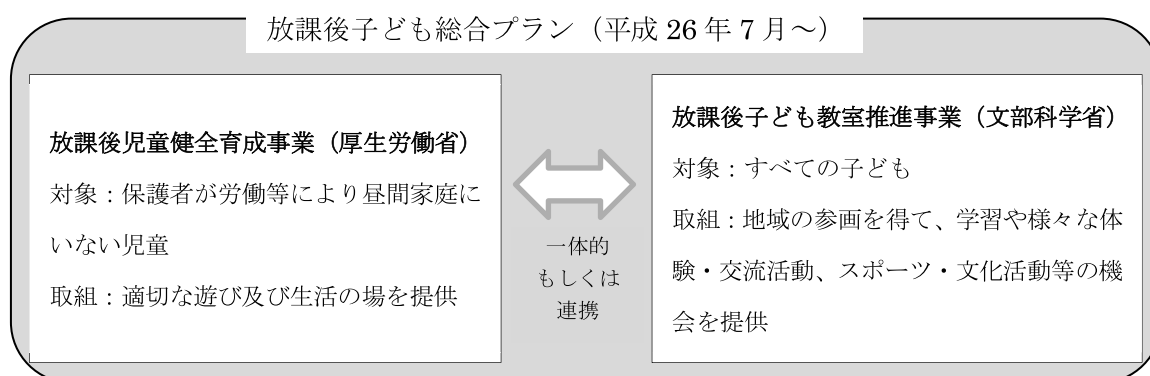
児童福祉法に基づく厚生労働省所管の事業である。同法第6条の3第2項では、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」が「放課後児童健全育成事業」と定義されている。家庭に代わる「生活の場」とされている点で、習い事や塾とは異なっている。この事業の実施施設が「放課後児童健全育成事業所」または「放課後児童クラブ」、職員が「放課後児童支援員」とそれぞれ呼ばれている。なお、本稿では、実施施設のことを「学童クラブ」、職員のことを「支援員¹⁾」と表記することとする。

このように制度上、学童クラブを利用するのは小学校1年生から6年生で、昼間保護者が家庭にいない子どもに限定されている。利用時間は授業終了後および授業のない長期休暇中などである。

平成19年には、次世代を担う人材の育成の観点から学童クラブを文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と一体的あるいは連携して、原則としてすべての小学校区で実施することを目指した「放課後子どもプラン」が打ち出された。放課後子ども教室とは、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的として、親が昼間仕事等で家にいない子どもに限らず、すべての子どもを対象に、地域住民や大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の参加・協力を得ながら、学習やスポーツ・文化芸術、交流などの様々な機会を提供する活動とされる。これを、生活の場である学童クラブとあわせて整備していくという計画である。しかし、設置が義務付けられているものではなく、国は補助金によって自治体の取組みを後押ししている。

平成26年7月には、「放課後子どもプラン」ではそれまで示されていなかった一体型の定義を新たに明確にした「放課後子ども総合プラン」が策定された（図1）。

図1 放課後子ども総合プランイメージ



¹⁾ 本稿では「支援員」と表記しているが、実際には、世田谷区では「指導員」という名称を使用している。

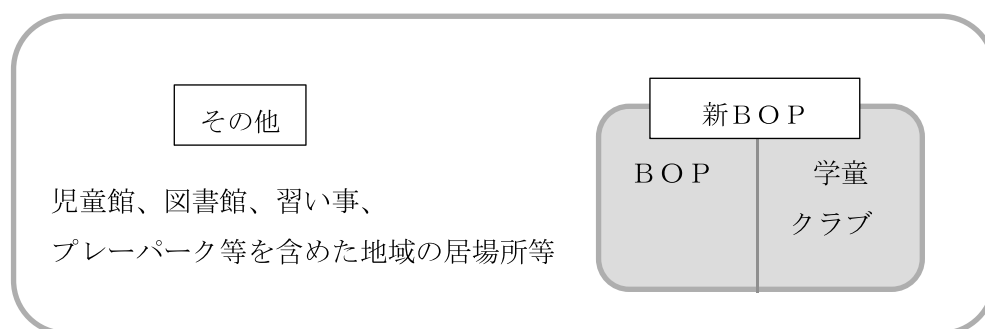
「放課後子ども総合プラン」では、すべての小学校区で、学童クラブと放課後子ども教室²⁾を一体的あるいは連携して実施する方針を維持しつつ、整備の核とされているのが、学校施設の徹底活用であり、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することが目指されている。

2. 世田谷区におけるこれまでの経緯と現状の把握

新 BOP とは、子どもの健全な育成や子育て家庭の支援を目的とした育成の場と放課後の自由な遊び場を統合した世田谷区独自の事業である。区には他にも児童館や図書館等、子どもが放課後過ごせる場所はいくつか開かれているが、それらとの違いは学校施設でありながらも、生活の場と遊びの場を兼ね、子どもたちがある程度自由に過ごせる空間が確保されていることである（図 2）。

次から、新 BOP の成り立ちを学童クラブ時代から追いかけていきたい。

図 2 放課後の子どもの居場所イメージ



2.1 これまでの経緯

2.1.1 学童クラブの沿革

昭和 30 年代後半より、女性の社会進出が進む中で両親の共働きなどによって児童が帰宅しても保護者が不在のため、家庭に放置されている児童の問題であるいわゆる「鍵っ子問題」が社会的に注目を集めていた。この問題に対処するため、東京 23 区において昭和 38 年より東京都の補助事業として学童保育事業が開始された。また、東京都においては、昭和 47 年に支援員の正規職員化を行うと共に、学童クラブ事業を児童館事業の一環として位置づけた。

世田谷区においては、昭和 39 年 10 月祖師谷小学校学童保育クラブが、昭和 40 年に上北

²⁾ 文部科学省では、平成 25 年 6 月より、「子ども」という表記を「子供」に統一することとなったため、「放課後子ども教室」についても、現在は「放課後子供教室」と表記されているが、本稿では「放課後子ども教室」で統一した。

沢小学校学童保育クラブ、昭和 41 年には尾山台小学校学童保育クラブが開設し、昭和 47 年に初めて児童館併設学童保育クラブが烏山に設置された。その後年々整備が進められ、小学校敷地内のプレハブ、児童館併設施設及び単独施設で運営していた。単独施設も区民センター、公益質屋、区民集会室、まちかど図書室、地区会館等との複合施設や民間借上施設もみられた。

平成に入ると、学童クラブの需要増と児童人口減少の影響により、申請数は一定したもの、定員を超え待機児童の発生した学童クラブと欠員が発生する学童クラブが生じ、学区に学童クラブのない地域がある反面、1 小学校区に 2 つの学童クラブがある地域が存在するなどの問題が生じていた。

2.1.2 BOP 事業の開始

子ども達の身近な所に安全な遊び場を確保することを目的に昭和 29 年より小学校の校庭開放事業（後の遊び場開放事業³⁾）を開始し、昭和 55 年には全区立小学校での実施にまで広がった。この遊び場開放事業の経験を経て、遊びを通じた子ども達の放課後対策の充実が重要であることから平成 6 年に「児童の放課後遊び場対策検討委員会」を設置して放課後の遊び場についての検討が重ねられた。この検討結果に基づき、子どもにとって身近で安全な場所である学校施設を活用し、保護者や地域の協力を得ながら放課後の遊びの場を確保する BOP（Base of Playing の略称=遊びの基地を意味する）事業を平成 7 年度より 8 つの区立小学校で開始した。

BOP 事業は、小学校施設を利用して「遊び場」を確保し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することによって、子ども達の創造性・社会性を養い児童の健全育成を図ることを目的としている。活動場所は、小学校の教室または教室に相当するスペースを BOP 室として使用し、校庭、体育館などの他の学校施設も学校の運営に支障が無い範囲で使用するこ

2.1.3 新 BOP 事業の開始とこれまでの取組み

平成 19 年に国が打ち出した「放課後子どもプラン」に先駆け、教育と福祉の両分野における放課後子ども施策の課題を解決するため、平成 11 年度から教育委員会と区長部局が連携し、区の新たな仕組みとして「新 BOP 事業」を区内に 64 箇所（平成 11 年当時。平成 29 年度現在 62 箇所）ある区立小学校で展開してきた（表 1）。

³⁾ 日曜、祝日等の学校休業日に区立小学校の校庭を子どもの遊び場として開放する事業。運営は、地域住民、保護者等からなる運営委員会が行う。

表 1 新 BOP の仕組み

	新 BOP	
	BOP	新 BOP 学童クラブ
対象	参加を希望するその区立小学校の児童	区内在住または区立小学校在籍の小学校 1～3 年生で、保護者が就労・病気等により、放課後の保護・育成にあたれない家庭の児童。ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は 6 年生まで。
実施日	日曜・祝日・休日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除き通年実施	
施設	区立全小学校内	
時間	放課後～午後 5 時（夏季:3 月～9 月） 放課後～午後 4 時 30 分（冬季:10 月～2 月）	放課後～午後 6 時 15 分 学校休業日は午前 8 時 15 分～午後 6 時 15 分
参加申込方法	各校の新 BOP で随時受付	各校の新 BOP で受付 （申請書と就労証明書等を提出）
定員	原則として設けない	
利用料等	なし	利用料月額 5,000 円（間食費含む）
おやつ	なし	あり（土曜日のおやつは持参）
お弁当	昼食の時間は原則として帰宅	夏休み等、給食がない日はお弁当を持参
出欠確認等	児童名簿一覧による出欠確認（新 1 年生の利用開始時は参加カードによる確認）	児童名簿一覧による出欠確認及び連絡帳

出典：世田谷区資料

新 BOP とは「BOP 事業」と「学童クラブ事業」を併せた施策であるが、BOP による児童の遊びを主にした「放課後活動の場」、学童クラブの「生活の場」という双方の機能を有する区独自の取り組みとしてこれまで実施してきた。

新 BOP 事業の始まりは平成 11 年にさかのぼる。平成 10 年児童福祉法の改正により、留守家庭児童を対象とした放課後児童健全育成事業が法定化されたことを受け、区では児童健全育成を図る BOP 事業と児童館等で運営を行っていた学童クラブ事業を統合し、新 BOP 事業とした。平成 11 年から 4 校でモデル実施を行い、平成 17 年には全区立小学校で実施しており、学校区ごとの学童クラブ数の偏在が解消された。

新 BOP 事業は、2 つの事業を統合し、全ての小学校を対象とした総合的な放課後対策とすることで、学童クラブの児童も学童クラブに通わない児童も一緒に遊べる場となり、子

ども達の遊び・交流の広がりを図った。また、これにより待機児童の増加への対応、類似事業の機能統合を行うとともに、今まで児童館など学校外で運営を行っていた学童クラブ施設を学校内に設けることで施設への移動を解消し、児童の安全・安心の確保を図った。

その後、区では平成 19 年度より、新 BOP 事業を文部科学省と厚生労働省が共同で推進する「放課後子どもプラン」（平成 27 年度より「放課後子ども総合プラン」に移行）として位置づけた。

さらに、保護者・地域・学校・関係団体で構成する「世田谷区新 BOP 運営委員会」を設置し、地域等との連携・協力を進めている。また、区では、平成 27 年 4 月 1 日に「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を施行し、面積基準や職員配置基準を定めるなど質の向上に努めている。

2.2 新 BOP の利用状況の推移と需要見込み

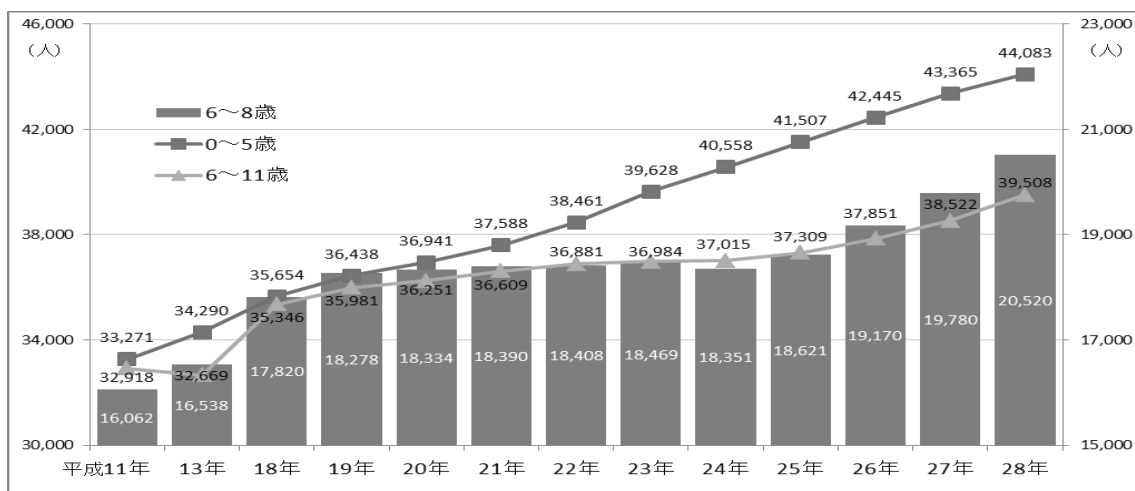
本章では、新 BOP の登録状況・利用状況の推移を世田谷区の子どもの人口の推移とあわせて確認するとともに、区が策定する人口推計などから想定される将来の需要予測について触れていく。

まず、区の子どもの人口の推移をみてみたい。新 BOP の利用対象者は小学生であるから、6 歳から 11 歳人口を確認すればよいが、過去の推移や将来の推計を見ていくには就学前の人口動態も大きく影響することから、0 歳から 11 歳の人口で確認していく。

学童クラブの主な対象である 6～8 歳の人口は、平成 28 年で 20,520 人と、新 BOP 事業を開始した平成 11 年の 16,062 人から 4,458 人増加している。また、平成 18 年は 17,820 人であり、この 10 年間で 2,700 人増加している。特に、平成 25 年からの 3 年間で、各年 549 人、610 人、740 人増と近年の伸びが顕著に表れている。

新 BOP の対象である 6～11 歳の人口を見ても同様の傾向がうかがわれる（図 3）。

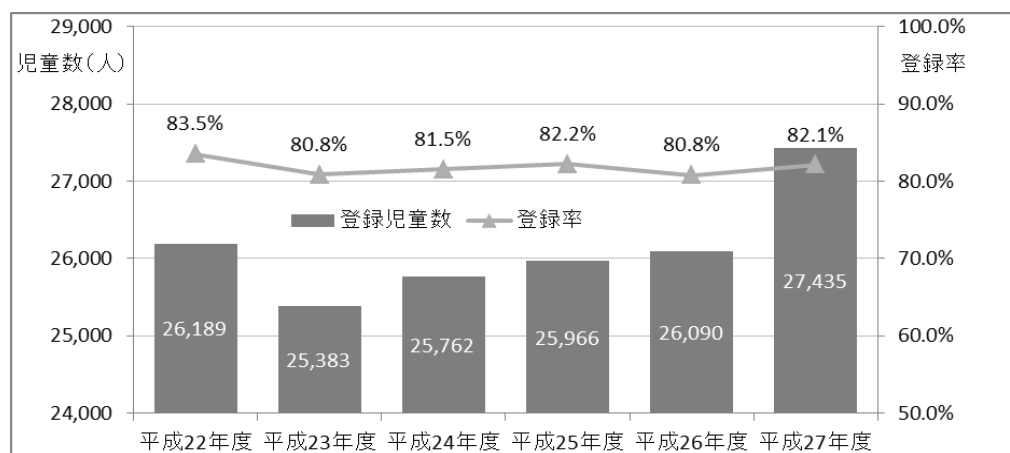
図 3 世田谷区の子どもの人口推移



出典：住民基本台帳

また、新 BOP 登録児童数を区立小学校在籍児童数で除した割合は、平成 22 年度から平成 27 年度まで、一貫して概ね 80%前半で推移している（図 4）。登録児童数は増加しているが、割合に大きな変化はなく、在籍児童数の増加、図 3 で示す 6～11 歳人口の増加の影響が大きいと考えられる。

図 4 新 BOP 登録児童数、区立小学校在籍児童数に占める割合



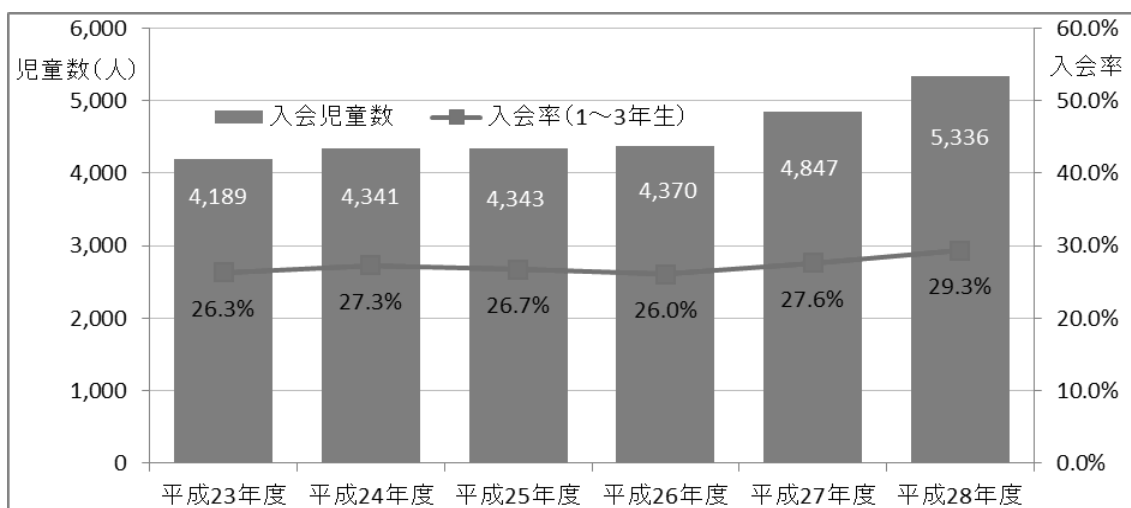
※登録児童数は各年度末、児童数は各年 5 月 1 日時点。学童クラブ入会児童含む。

出典：教育のあらまし（2011-2016）をもとに作成

一方、この間の新 BOP のうち、学童クラブの入会児童数についても新 BOP 登録児童数同様増加傾向にあるが、平成 23 年度の 4,189 人から平成 28 年度の 5,336 人と 5 年間で 1,147 人、増加率では 27.3%と大きな伸びが確認された。特に、平成 27 年度は前年度比 477 人、平成 28 年度は同 489 人と、近年の増加が著しい。

また、学童クラブの主な対象である小学校 1～3 年生の入会児童数を同区立小学校在籍児童数で除した割合は、平成 28 年度で 29.3%、この 5 年間で 3 ポイント上昇している（図 5）。小学生人口の増加の影響だけでなく、低学年の子どものいる家庭の保育ニーズの上昇が裏付けられる結果といえよう。

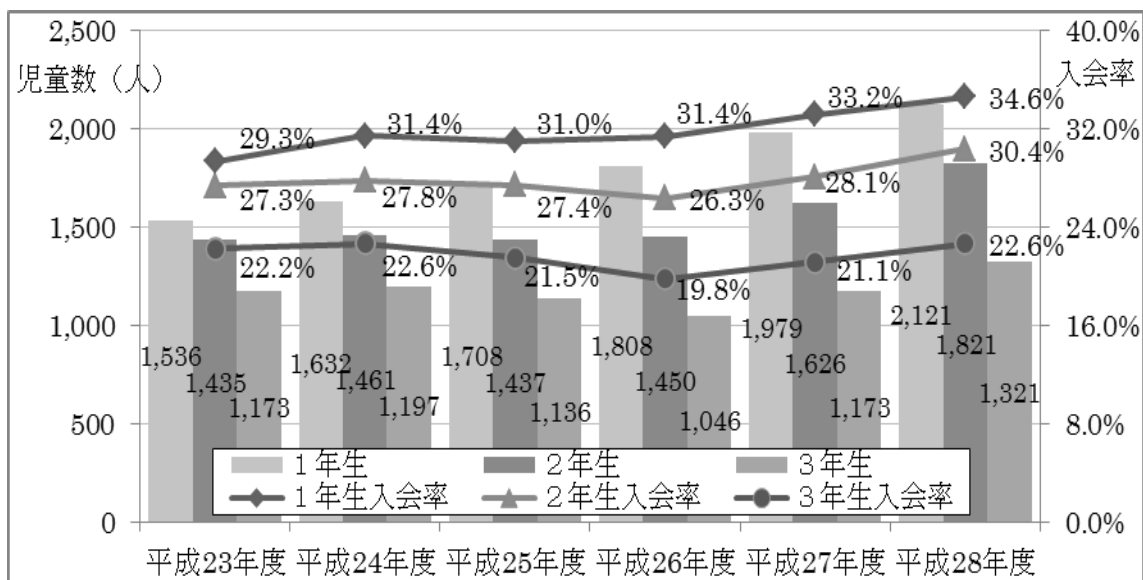
図5 学童クラブ入会児童数の推移、区立小学校在籍児童数に占める割合（各年5月1日時点）



出典：世田谷区資料

さらに、学年別に見てみると、小学校1年生の割合の上昇が際立っていることも見てとれる（図6）。この結果については、近年の就学前児童数の増加及び保育ニーズの増加を受け、この間喫緊の課題として整備を進めてきた保育所の定員数の拡大が影響していることが考えられる。

図6 学童クラブ入会児童数の推移、区立小学校在籍児童数に占める割合

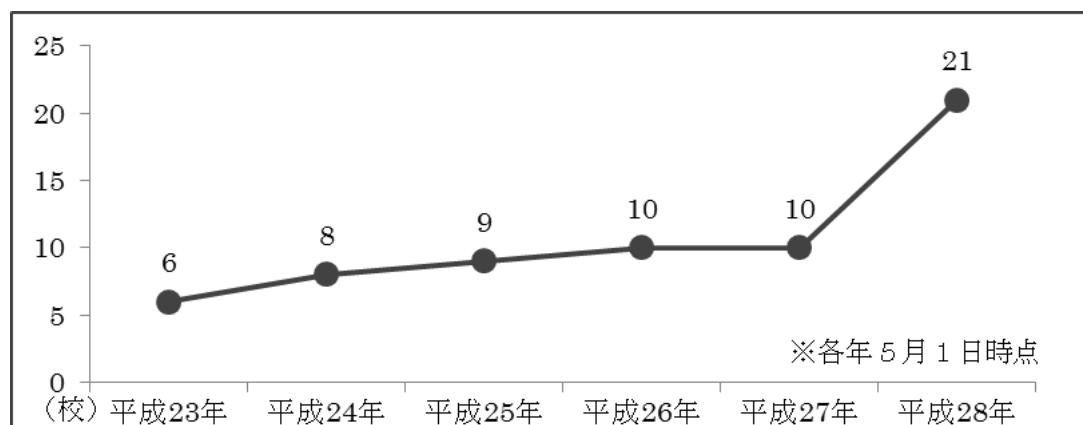


出典：世田谷区資料

ここまで新BOP 63校全体の数値を確認してきたが、少し視点を変えてみたい。第3章において、課題として新BOPの大規模化について触れているので、こちらを確認していき

い。学童クラブの入会児童数が 100 人以上の小学校数の推移を見てみると、学童クラブへの入会児童数が 100 人以上の小学校数が平成 23 年度は 6 校であったのに対し、平成 28 年度には 21 校まで増加しており、全小学校 63 校の 3 分の 1 を占めている。学童クラブの大規模化が改めて確認できる（図 7）。

図 7 学童クラブ入会児童数 100 人以上の校数（各年 5 月 1 日時点）

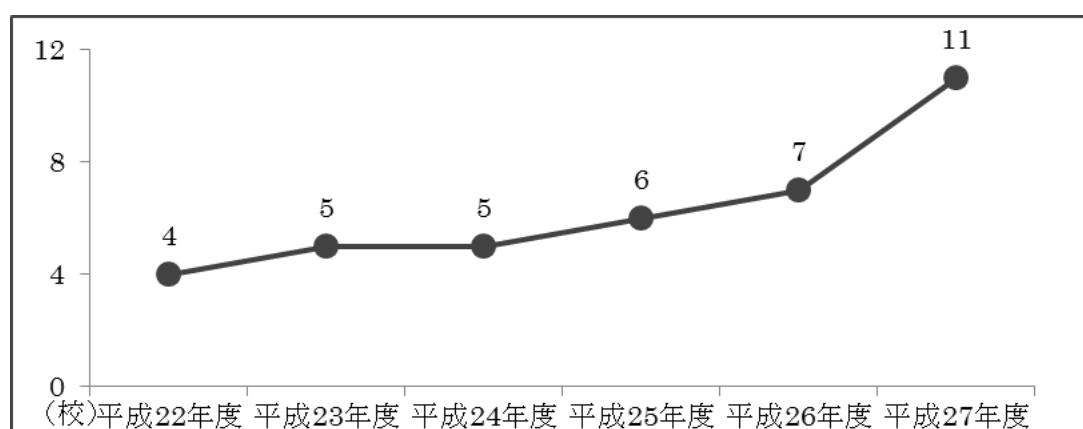


出典：世田谷区資料

次に、実際の利用実態である新 BOP の平均参加人数を見てみたい。比較的利用の少ない土曜日も含めた平均参加人数であるため、学校別の 1 日あたり平均参加人数 90 人以上の学校数の推移を見ることにする。

平均参加人数が 90 人以上の小学校数についても平成 22 年度が 4 校であったのに対し、平成 27 年度には 11 校と 7 校増加している。これを見ても新 BOP の大規模化が見てとれる（図 8）。

図 8 新 BOP 1 日あたり平均参加人数 90 人以上の校数

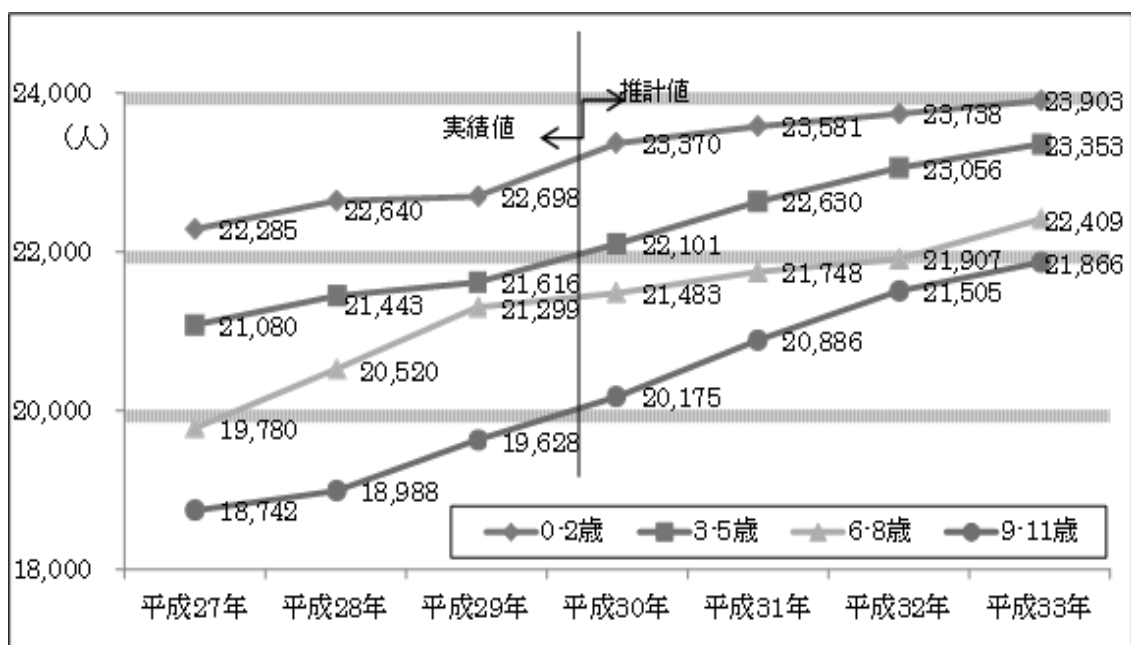


出典：教育のあらまし（2011-2016）をもとに作成

ここまで様々な数値について過去から現在までの推移を確認してきたが、ここからは将来の需要予測について見ていきたい。まず、区が平成 28 年 2 月に算出した新たな手法を用いた人口推計を確認してみたい。

直近の実績値である平成 29 年と推計期間の最終年である平成 33 年を比較すると、学童クラブの主対象であり、人口増が入会児童数の増に直結するであろう 6～8 歳の人口は、21,299 人から 22,409 人まで増加すると予測している。その後の推計は今後の人口推計で明らかになってくるが、社会移動による増減が比較的少ないという子ども人口の特徴から、ある年の 6～8 歳人口は、その 3 年前の 3～5 歳人口の影響を大きく受けることになる。これを踏まえると、平成 33 年まで継続的に増加を続けている 3～5 歳人口の数値から、33 年以降も 6～8 歳人口は増えていくことが現時点のデータからは想定されるところである（図 9）。

図 9 人口推計（H27～H33）



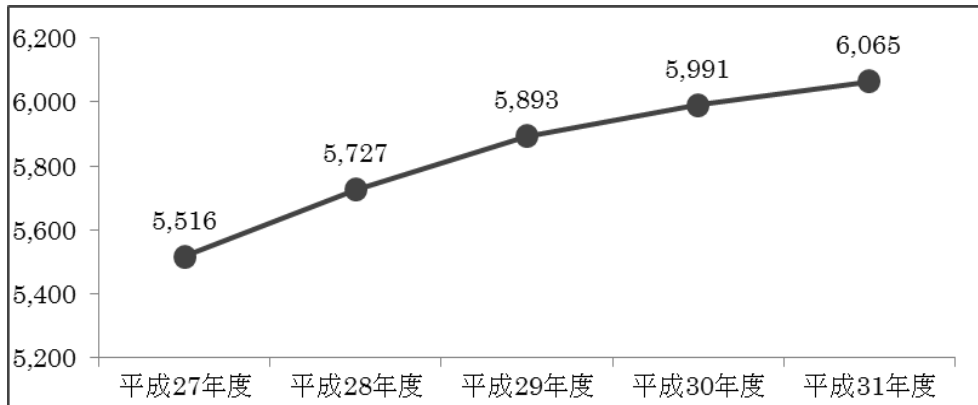
出典：世田谷区資料

次に低学年の学童クラブの需要量見込みであるが、平成 27 年度の需要量見込み 5,516 人に対し、平成 31 年度には 6,065 人まで増加しており、約 1 割上昇することを見込んでいる。需要量見込みについては、平成 25 年度に実施したニーズ調査において、学童クラブを希望する割合に推計人口を乗じて算出しているため、需要量見込みの上昇率は、図 9 で示す 6～8 歳人口の平成 27 年から平成 31 年の伸び率と同程度となっている（図 10）。

先にも触れたとおり、この間、保育所等の保育定員の拡充を進め、そして保育待機児童の解消に向け今後も一層の整備促進を図ることにより、保育所の利用者は更に増加してい

く。したがって、小学校就学時における学童クラブのニーズも一層高まることが想定される。

図 10 学童クラブ（低学年）需要量見込み⁴⁾



出典：世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画（2017）をもとに作成

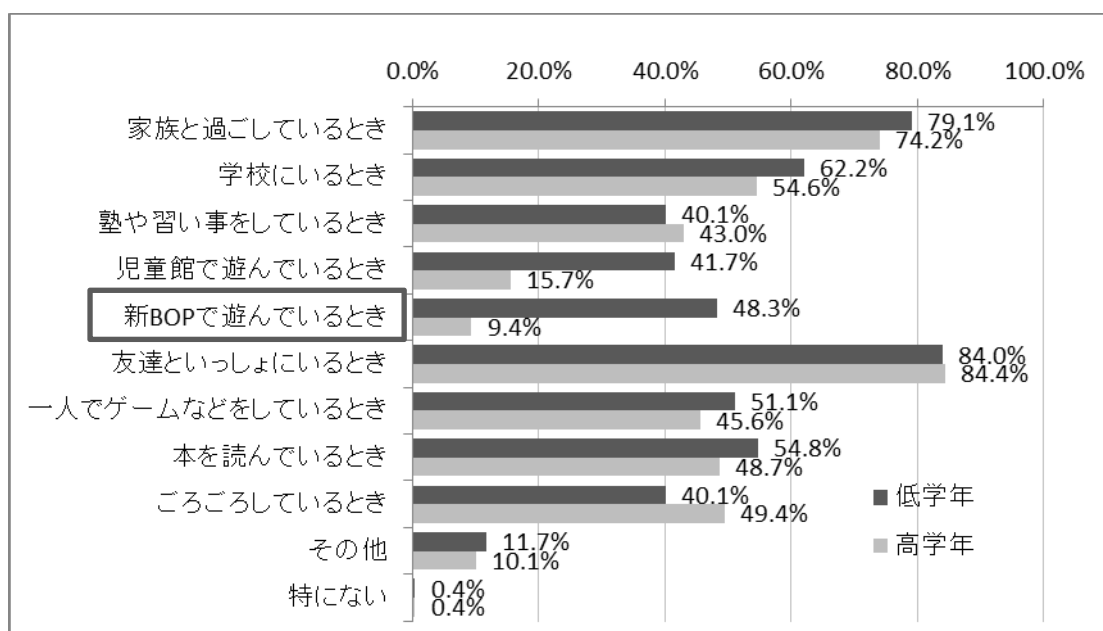
2.3 子ども・保護者へのアンケートから見る実態と要望

さて、平成 27 年 3 月に策定した前述の「子ども・子育て支援事業計画」については、区の子ども・子育て支援を総合的・計画的に進めていくことを目的として策定した「子ども計画（第 2 期）」に内包されている。この「子ども計画（第 2 期）」の策定にあたって、平成 25 年に子育て中の保護者や小学生自身を対象にアンケート調査を実施している。この調査項目の中で新 BOP に関わるものについて分析を試みたい。

まず、小学生に対するアンケートを低学年、高学年に分けて実施している。この調査の中で、「楽しいと思うときはどんなときですか（複数回答）」という設問があり、この回答として「新 BOP で遊んでいるとき」を選んだ子どもの割合は、低学年で 48.3%、高学年で 9.4%となっている（図 11）。

⁴⁾ 区では、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定しているが、上記の人口推計を使用して、計画数値等を修正し、平成 29 年 3 月に「子ども・子育て支援事業計画調整計画」を策定したところである。この中で学童クラブの需要量見込みを算出している。

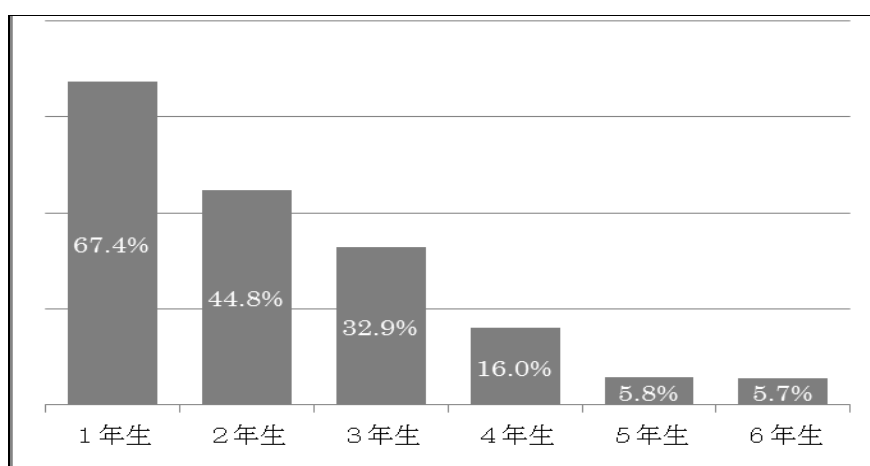
図 11 楽しいと思うとき（低学年、高学年）



出典：小学生対象アンケート調査（2013）をもとに作成

さらに学年別でクロス集計を行うと、新 BOP で遊んでいるときと回答した割合は 1 年生で最も高く 67.4%、次いで 2 年生の 44.8%、以降、学年が上がるにつれその割合は低くなり、6 年生では 5.7%となっている。新 BOP での遊び、活動、イベントなどが主に低学年を対象としていること、そもそも高学年は利用自体が少ないということが要因と考えられる（図 12）。

図 12 学年別／楽しいと思うときとして新 BOP で遊んでいるときと回答した割合

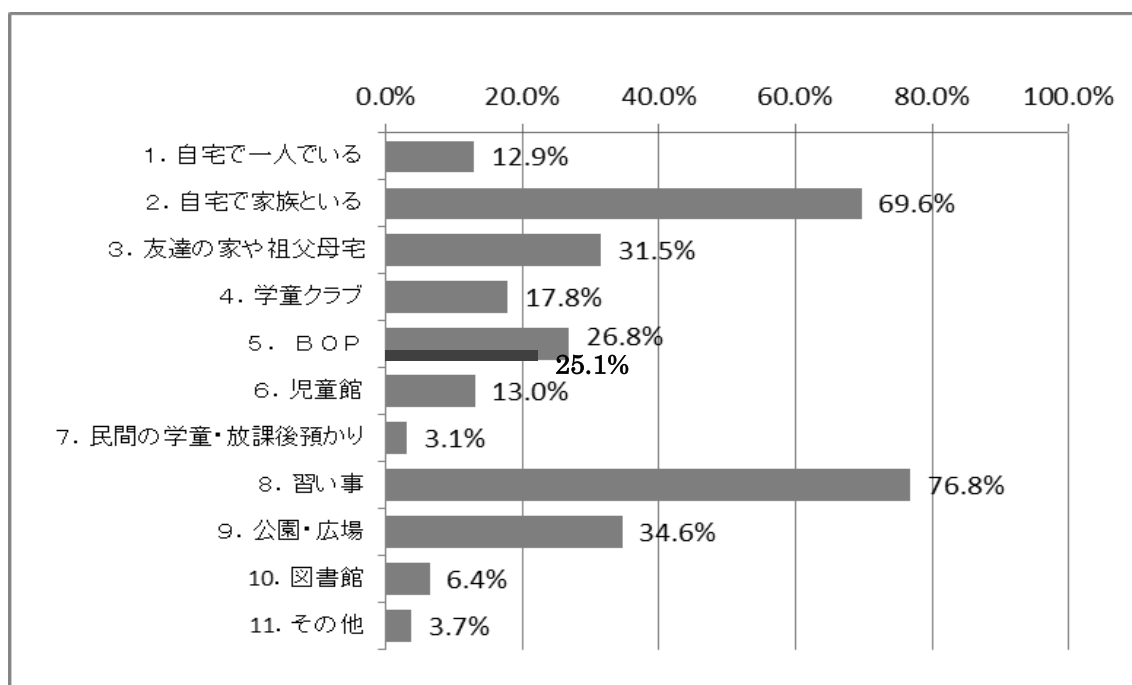


出典：小学生対象アンケート調査（2013）をもとに作成

続いて保護者のニーズを見てみよう。小学校 1 年生から 4 年生までの子どものいる保護者に対してアンケート調査を実施しており、その中で子どもの放課後の過ごし方について現状と希望を聞いている（図 13、図 14）。

まず、現状、放課後過ごしている場所についてであるが、複数回答のため、合計が 100% になるわけではないが、「習い事」が 76.8% で最も多く、次いで「自宅で家族といる」が 69.6% であった。アンケート結果では、「学童クラブ」は 17.8%、「BOP」は 25.1% という結果であった⁵⁾。現状を見ると 42.9% の子どもが放課後過ごす場所として新 BOP を利用していることが分かる。学童クラブの利用が 17.8% と低い理由は、本調査が 4 年生までの子どもがいたる家庭を対象としていることに起因する。1 年生から 3 年生までの子どもがいたる家庭のうち、学童クラブを利用している割合は 23.2% であり、図 5 の結果に近い割合となる。

図 13 放課後過ごしている場所



出典：「世田谷区子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査（就学児童）（2013）をもとに作成

次に希望として、放課後過ごさせたい場所については、図 14 のような結果であった。

「習い事」「自宅で家族といる」の回答が 1、2 位の順で多いことに変わりないが、実際に過ごしている場の割合と比べ、それぞれ 3.4 ポイント、8.5 ポイント減少している。

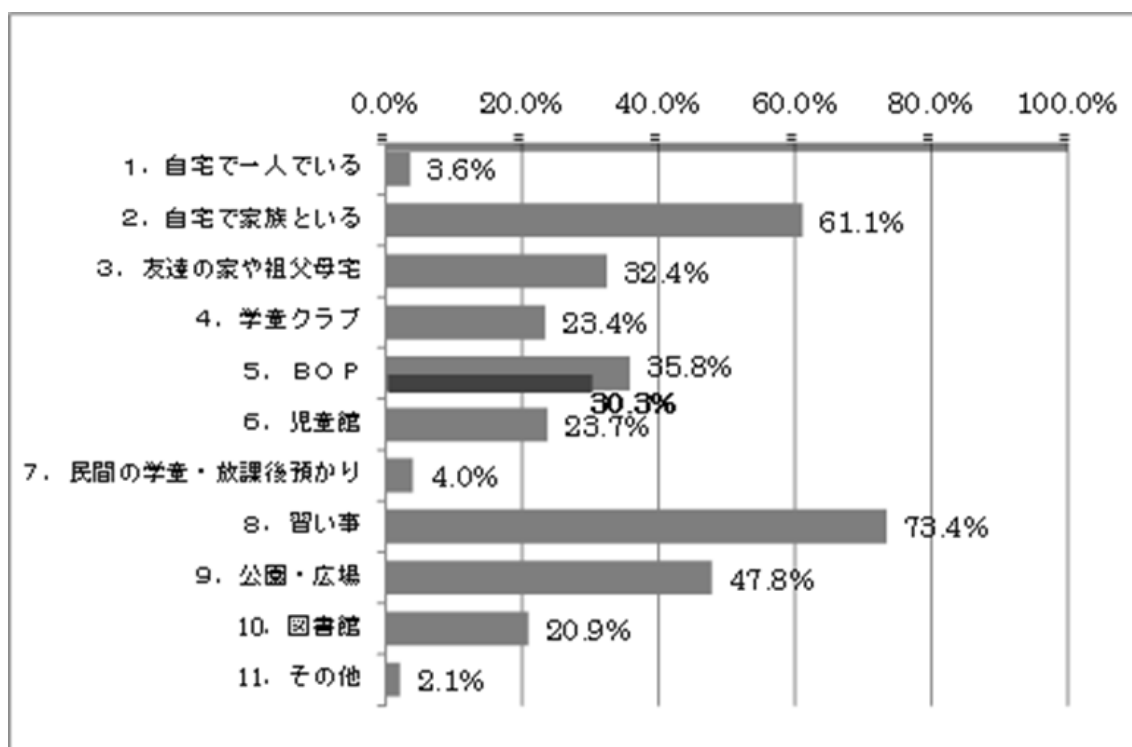
⁵⁾ 複数回答の設問ではあるが、新 BOP 利用者のうち、学童クラブ登録者は学童クラブの利用、その他の児童は BOP の利用であるため、この 2 つの重複回答は本来ないのだが、重複回答が多く見られたため、重複回答者は学童クラブ利用者とみなして修正を行った。修正の結果、「BOP」は 25.1% となった。

一方で、現状よりも上昇している選択肢は、「BOP」「児童館」「公園・広場」「図書館」などがあげられ、子どもが主体的に過ごすことのできる場で遊んだり、学んだりすることを望んでいることを窺うことができる（BOPについては図13の現状と同様、学童クラブとの重複回答がみられたが、希望であるためどちらでの利用となるかは不明。同様の調整を図った場合、BOPの利用希望は30.3%となる）。

「学童クラブ」についても希望の方が5.6ポイント上昇している。この現象について更に分析を進めてみたい。現在学童クラブを利用しておらず、希望している人の属性を確認したところ、約3分の1が4年生の子どもを持つ保護者であり、学童クラブの対象学年の延長に対するニーズと捉えることができる。

一方約3分の2が1～3年生の子どもを持つ保護者であり、保護者の就労状況とのクロス集計を行ったところ、現在働いていない方が5割弱、パートタイムで勤務している方が3割強という結果であった。このことから、子育てが少し落ち着いた頃合として就労を考えている方や、現在は学校の時間内にパートタイムで勤務している方が学童クラブを利用して勤務時間を増やしたり、フルタイムの勤務に移ろうとしているためのニーズであると推測できるだろう。

図14 放課後過ごさせたい場所

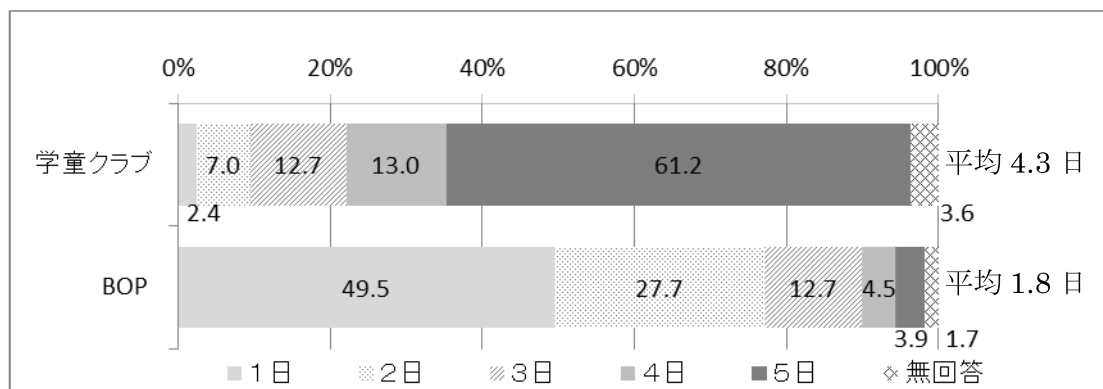


出典：「世田谷区子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査（就学児童）（2013）をもとに作成

次に、それぞれの放課後を過ごす場所を選択した方の、1週あたり（平日 5 日間）の日数を見てみたい（図 15）。

現状では、「学童クラブ」は平均で 4.3 日、6 割以上の方が 5 日間と回答しているのに対し、「BOP」は平均で 1.8 日、約 77%の方が 1 日もしくは 2 日と回答している。学童クラブが保護者の就労等による定期的な預かり事業であるのに対し、BOP が放課後の遊び場として子どもが主体的に選択する場の一つであることから、当然の結果といえる。

図 15 放課後の過ごし方、1 週あたりの日数

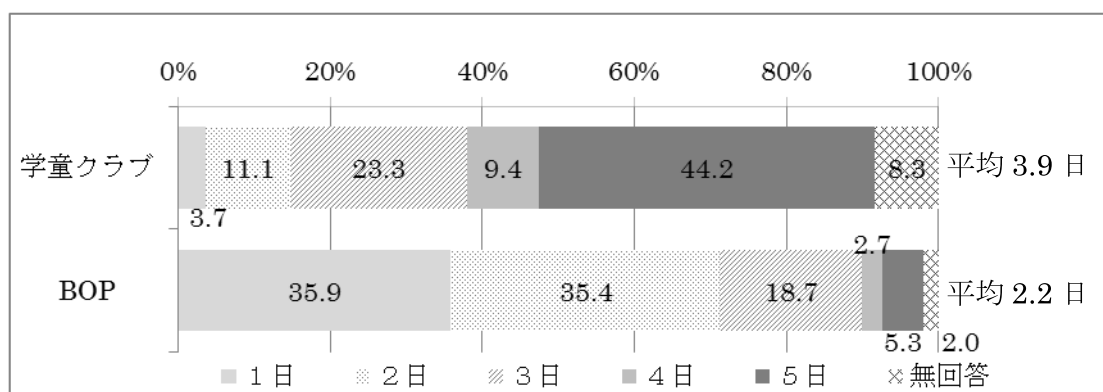


出典：「世田谷区子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査（就学児童）（2013）をもとに作成

では、希望となると変化はあるのか。1 週あたりの希望日数を確認してみたい（図 16）。希望日数を見ると、「学童クラブ」は平均で 3.9 日と現状と比較し 0.4 日減少している。5 日間と回答した方の割合も 5 割弱と減少し、特に 3 日間という回答が上昇している。これは現在学童クラブを利用しておらず、希望している人のうち、6 割を超える方が 3 日以内の利用を希望していることが要因の一つとなっている。また、現在学童クラブを利用している人の多くが現在の利用日数と同じ希望日数であったが、希望日数を減らしている方も約 15%おり、これも 5 日間を希望する方の割合が減少する要因の一つとなっている。

一方、「BOP」は平均で 2.2 日と 0.4 日上昇している。また、1 日間との回答が 13.6 ポイント減少し、2 日間が 7.7 ポイント、3 日間が 6 ポイント上昇している。このことから、BOP で過ごす日数をもう少し増やしたいという保護者の思いが見てとれる。

図 16 放課後の過ごし方、1 週あたりの希望日数



出典：「世田谷区子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査（就学児童）（2013）をもとに作成

3. 本研究における課題の設定

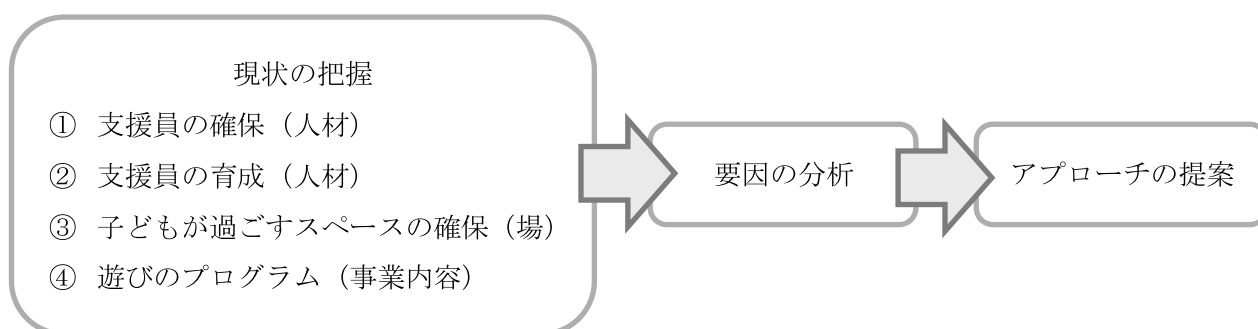
本章では、2.2、2.3 で確認した新 BOP 事業の利用状況やアンケート分析結果を踏まえ、今後の事業運営を考えるにあたって重要となる課題の設定を行いたい。

課題設定に先立ち、この事業が始まった時のコンセプト（理想像）を再確認しておきたい。平成7年、当時の世田谷区教育長によると、BOP事業がスタートする時のコンセプトは、『子どもの経験する人間関係が希薄化、個人化しつつある結果、集団行動に対し、スムーズに適応できない子どもが多くなっている。そこで、学校以外における子ども同士の触れ合いの場をつくり、遊びを通じた学びの場となることで、自己責任の涵養や異年齢間の交流による思いやり、協調性の助長をねらいとしたい』としていた。このコンセプトは新BOP事業となっても引き継がれている。また、近年の子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化に対応すべく、子ども・若者にかかる新たな個別計画として策定した「世田谷区子ども計画（第2期）」では、子どもが健やかに成長・自立できることも基本理想のひとつとしている。そこで、大前提である「放課後等に子どもたちが安全で健やかに過ごすことのできる居場所」であることに加え、これらのコンセプトを念頭に置きつつ、社会状況等の変化によりコンセプトを実現するため事業の運営に不足している部分、あるいはズレが生じている部分に着目し、課題を設定することとしたい。

新 BOP 利用者数が増加する中、子どもが安心して過ごす場であり、様々な遊び・体験を積み重ねながら自主性・創造性・協調性を育む場であるためには、それを支える「人材」、適切な「場」、そして日々の「事業内容」が特に重要であると捉え、更に「人材」は、①支援員の確保および②支援員の育成について、「場」は、③子どもが過ごすスペースの確保について、そして「事業内容」は、④遊びのプログラムについて順に掘り下げていく。

次項からは、①～④ごとに現状の把握→なぜそのような状況が起きているのか要因の分析→状況の改善のために今後考えられるアプローチの提案、という順で論を進めていきたい（図 17）。

図 17 論の進め方イメージ



3.1 人材確保の課題

新 BOP において子どもたちと直に接するのは、支援員と呼ばれる人々である。新 BOP 支援員は区の非常勤職員として採用され、勤務形態は職務経験や大学等での専攻、所有する資格、勤務日数、勤務時間によって 4 種類に分けられている。年齢要件は、どの支援員も満 18 歳（高校生を除く）から 65 歳までと幅広く募集している（表 2）。

表 2 新 BOP 支援員類型

勤務形態	採用要件	勤務日数	勤務時間
支援員 A	保育士、教員又は社会福祉士等の資格を有すること。または、児童福祉施設において 3 年以上の職務経験を有する者	月 20 日	1 日 6 時間
支援員 B	大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学又は体育学を修め卒業した者。または、高等学校卒業以上の学歴を有し、2 年以上児童健全育成事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、区長が適当と認めた者		
支援員 C	育児または児童福祉施設における勤務・実習などを通じ、子どもと関わる経験を有する者		
支援員 D	同上	月 16 日	1 日 4 時間

出典：世田谷区資料

2.2 新 BOP の利用状況の推移と需要見込みから見てとれるように、世田谷区においては新 BOP の対象となっている 6～11 歳人口は増え続けており、中でも学童クラブ利用の中心である 1～3 年生にあたる 6～8 歳人口の伸びがひと際目立つ。更に、共働き・ひとり親家庭の割合が多い今日においては、今まで保育園で過ごしていた子どもたちの預け先が小学校進学とともに学童クラブにスライドするパターンが多い。つまり、子どもの絶対数が増

加しているということと、子どもが放課後過ごせる場所を必要とする保護者ニーズという2つの要因により今後しばらくの間は新BOPの需要は増加し続けると考えられる。そうすると、子どもたちを見守る支援員の需要も必然的に増すだろう。子どもたちの個性に合わせ一人ひとりに目を配るためには、十分な支援員数の確保が必要とされる。

右肩上がりの新BOP需要に対応するため、区ではいかに支援員を確保するかに奔走している。募集方法としては、区報及び区ホームページ、公共職業安定所、就職サイト、大学への依頼、新聞折込広告、フリーペーパー、区内施設（出張所、図書館、まちづくりセンター等）での周知等、様々な媒体を活用している。募集を通して教員の採用待機者、保育士や児童指導等を目指し通信教育等で資格取得のため勉強中の学生、プレイングパートナー（支援員とともに新BOPで子どもの遊び相手になる。雇用形態はアルバイト）経験者、主婦からの応募が実際にある。しかし、それでも慢性的な人手不足は否めない。加えて現場では、支援員の中でもとりわけ元気が有り余る子どもたちと一緒に遊べる体力のある若い支援員を求める声が多い。また、排泄の同性介助のために男性の支援員を求める声もある。子どもの男女比に対して男性の支援員は決して多くはないのが現状である。人材の確保という面で、①そもそも福祉に関する仕事に従事する人材が量的に不足していること、②求める条件（若者、男性）の支援員が不足していることの2つの課題を抱えている。

3.1.1 なり手の不在と離職者の多さ

支援員の確保について区がどのような課題を抱えているかという点、①そもそも福祉に関する仕事に従事する人材が量的に不足していること、②求める条件（若者、男性）の支援員が不足していることの2点があることは前項で述べたとおりである。この2つには、「入口」と「出口」にそれぞれ課題があることが見えてくる。ここでいう入口は、新しく支援員になってくれる人材をどう発掘するか、募集をかけ雇用するまでのことを指す。一方、出口とは、すでに活躍してくれている支援員にいかに継続してもらうか、離職を防ぐかを指す。

まず入口について、現在区は様々な媒体を利用して支援員の募集をしているが、それでも需要を満たすのに十分といえる応募がある状況にはない。その背景には、ここ数年の就職活動の現場における売り手市場があると考えられる。平成29年卒の内定率は、大卒では90.6%、高卒は94%と高い数値が出ている。就職状況が上向いている現在、待遇の面や安定の面から正規社員を選択することは当然起こりうる事象であろう。また、保育士不足がここ最近になって取り沙汰されるようになったが、その根底には、専門性が高く責任の重い業務内容の割に雇用条件が良いとはいえないという問題がある。これは同じく子どもを相手にする支援員にも言えることなのではないだろうか。

次に、離職について見てみたい。区の支援員の離職率は平成24年から20%付近が続いており、これは決して低い数値とは言えないだろう（表3）。

表 3 世田谷区における新 BOP 支援員の支援員配置、採用・退職等の推移

年度	配置実績 (4/1 時点)	採用数		退職数		離職率
		年度途中	翌年度	年度途中	年度末	
24 年度	377	23	56	33	42	18.8%
25 年度	395	25	40	45	47	21.9%
26 年度	368	32	63	39	54	23.3%
27 年度	367	57	47	52	49	23.8%

退職理由は、「転職のため」「家庭事情」による退職が目立つ。転職のための退職には、元々支援員の中には教員を志望する者が多く、新 BOP で経験を積んだ後に別の就職先を選択するためである。家庭事情による退職は、家族の介護や自身の子どもの預け先（保育園）が決まらず、やむを得ず退職してしまうというものである（表 4）。経験を蓄積した支援員が離職してしまうことは現場にとって大きな損失である。離職だけでなく新規で雇用する話にも言えることだが、支援員の待遇や働き方の改善についての議論は避けては通れないだろう。

表 4 支援員の退職理由

○退職理由									
	転職のため		家庭事情			一身上	定年	更新満了	総数
	教員・保育士等	その他	妊娠・育児等	療養・介護等	その他				
24 年度	15	8	2	3	1	4			33
25 年度	15	12	4	4	2	8			45
26 年度	19	29	5	9	3	15	7	6	93
27 年度	29	25	9	9	5	14	3	7	101

※24、25 年度は年度途中退職者のみを調査

3.1.2 求める人材から見る広報戦略

ここでは支援員雇用、特に若い人材を確保するための戦略として新たな広報の方法をいくつか提案したい。すでに様々な媒体を活用しているが、支援員の絶対数を増やすには募集方法を工夫したり、対象を広げてみるべきだろう。また、特定の条件（若者、男性）の支援員不足には、区内在住者全体への呼びかけのほかに、特定の層に絞ったアプローチも

有効だと考える。

まずは、短期的に就労に結びつきやすい大学（または専門学校）への働きかけの強化である。これまでも区内大学や短大、専門学校等に支援員採用募集の周知を行うとともに、区外の大学等の学生課に対しても募集案内のポスター掲示を依頼するなど働きかけを行っているが、例えば子どもに関する研究や取り組みをしているゼミ（授業）やサークルに直接声をかけてみてはどうだろうか。実践的な学びの場として新 BOP を活用してもらい、就職先として考えてもらうきっかけにする。例えば、東京家政学院大学の児童学科の保育ボランティアサークル「ぺぐみ」では、学生が週末に近隣の児童館で絵本の読み聞かせや手遊びを行っている。学生自ら施設側と交渉したり遊びのニーズを推測したりと、社会人としてのスキルを身につけられるメリットがあるという（栗原 2016）。また、昭和女子大学では、学生に仕事と育児を両立するイメージを持ってもらうことを目的に、共働き世帯の子育てを学生が手伝う有償のインターンを附属小で行っている。附属小の児童が放課後の児童クラブから帰宅する際の送迎をしたり、保護者の帰宅まで自宅で児童の世話をする。（『日経新聞』2016.12.14 朝刊）このように取組み内容は様々だが、学生と子どもを繋ぐ機会の創出は、学生の視野を広げるのにも役立つだろう。

さらには、高校生向けの職業体験等の実施も長い目で見た時に効果が見込まれるのではない。職業体験というと、中学校の授業の一環として行われることが多いが、自身の将来についてより現実的に考え始める時期である高校生を対象とし、職業体験を通して支援員の仕事を知ってもらい、近い将来の進学先や職業選択の機会としてもらうことが狙いだ。

以上、支援員の仕事を知ってもらうための方法について述べたが、根底に支援員の待遇の改善があることを忘れてはならない。全国学童保育連絡協議会の平成 26 年度の調査によると、支援員（週 5 日以上勤務）の年収は 150 万円未満が 46.2%と全体の約半数を占めている（『毎日新聞』2017.1.26 朝刊）。この数字からも分かるように、支援員の待遇改善というのは全国的な課題である。また、平成 17 年に実施された長野市内の支援員等を対象にしたアンケートでは、支援員の定着度の低さとは裏腹に仕事に対する満足度や継続意思は高いという結果が出ている。加えて、回答者全体の 5 割弱の支援員が継続して働きたい意思があるものの不安があることが分かった（藤田・小林・草野 2011）。子どもに関わる仕事をしたいと思っている人に職業として支援員が選ばれるためには、あるいは支援員として継続して働き続けてもらうことを叶えるためには支援員の待遇改善も必要であろう。

支援員以上に喫緊の課題として取り上げられている保育士不足については、国は処遇改善を含めた保育人材確保支援を打ち出し、区としても多岐にわたる支援を展開し、事業者の保育士確保の支援を行っている。支援員についても、今般、国は処遇改善を打ち出しているが、担い手の不足を解消するような大幅な改善ではないため今後の国の動向にも注視していく必要がある。

3.2 人材育成の課題

人材に関して更に言えば、量的拡充のことはもちろんだが、子どものことを第一に考えた時に、支援員の人柄や能力も無視できないだろう。なぜなら、新 BOP 運営においては子どもが安心・安全に放課後を過ごせることが最優先事項で、子ども目線では毎日遊びに行きたいと思える場所、保護者目線では安心してわが子が過ごせる場所、新 BOP はそのような場所でなければならない。そして、そのような居場所を作るために支援員は新 BOP 児童全体の遊びと生活を担うとともに、児童の状況や年齢に応じた支援ができることが求められる。区では、明るく誠実な人柄であることは当然ながら、子どもに対して愛情・責任を持って接することのできる人物を求めている。また、保護者目線では先に挙げた点に加えて、救急救命やアレルギー対応の十分な知識が備わっており実際に動けるといふ個別具体的なスキルも含まれるだろう。そうして新 BOP 支援員を通して子どもたちに安定した支援が提供されることで、子ども・保護者との信頼関係の構築が可能となるのである。

では、安定した支援の提供について新 BOP 支援員の育成の面からはどのようなアプローチが行われているのだろうか。区では、新 BOP の運営全体を見ることができ、トラブル発生時に落ち着いて対応ができること、加えて子どもに対してだけでなく、保護者および上司とも円滑なコミュニケーションが取れる人物の育成を目指した実践的な研修を実施している（表 5）。

表 5 平成 28 年度新 BOP 研修一覧

【集合研修】	大分類	中分類	研修名	目的	内容	講師	実施時期	受講対象							事務局長
								新 BOP 指導員							児童指導員
								1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	
職員として ・区職員として ・放課後児童 支援員として	支援の単位導入 支援の質の向上	支援の質の向上研修		○接遇の基本を再確認させるとともに、職場の実態に合わせて具体的に事例を研究することにより、職場全体で接遇を向上させる。 ○研修実施後に、児童指導員が職場内で職場内研修を実施し、職場内での確実な浸透を図る	・職場の実態に合わせて具体的な事例を研究することにより、自らの接遇を振り返る。 ・区の教育ビジョン ・新制度導入にあたっての新BOPでの取り組み等	児童指導	10/3(月) 10/24(月) 11/1(火)								必修
				○職務上必要な基礎的知識等を学ぶ		担当係長	4/8 (金)								初年度必修
	新BOP 事務局長 年次研修	新任研修	新任・横転者 研修	○世田谷区の施策や実施計画等を通して、児童館事業に求められている役割や今後について学ぶ ○児童館・新BOPのそれぞれの事業の特性を知り、職員としての基本的な考え方を学ぶなかで、今後の運営にむけての一助とする	・世田谷区における児童館・新BOPの役割と今後の課題 ・子ども子育て支援都市宣言を考える ・新BOPの職員、児童館の職員として求められるものの基本的な考え方	課長 担当係長 館長	5/12 (木)								新任・横転者必修
				○今後の児童館・新BOP運営を考慮し、職員をいかに育てていくかを考える。 ○目的遂行のために、いかにチームワークを醸成し、チーム全体を活性化するかその方法を考える。	児童館・新BOPにおける職員育成とチーム活性化にむけて～ディメンションランド人材育成から探る～	外部講師	12/15 (木)								推薦
				○新BOPにおける児童指導職員の役割を認識し、組織運営に必要な基礎的な知識・技術を習得する	ハラスメントマネジメント研修	外部講師	11/30 (水)								必修
	新BOP 指導員 年次研修	一般非常勤 職員 「基礎研修」 (研修担当課)		○世田谷区職員としての自覚を高め、区政の概要・課題や職務上必要な基礎的知識・態度を習得する	・地方自治と世田谷区 ・区政概要 ・非常勤職員の業務と責任 ・公務員倫理 ・人権	庁内講師	6月中旬～下旬	必修							
				○新BOPの特性を理解し、活動時における児童等への接し方を学ぶ	接遇	事務局長	6/23 (木)								推薦
				○新BOPでの異学年の集団遊びが充実するような実践的な集団遊びの心構えや進め方を学ぶ	集団あそび	児童指導	11/10 (木) 11/17 (木)								推薦
				○新BOP行事の周知や活動の様子を知らせる掲示物を気軽に楽しながら作成できる手法を学ぶ	掲示物の書き方	児童館職員	12/14 (木) 12/15 (木)								推薦

【集合研修】 大分類	中分類	研修名	目的	内容	講師	実施時期	受講対象										事務局長 必修	
							新BOP指導員											児童指導員
							1年度 10月	2年度 10月	3年度 10月	4年度 10月	5年度 10月	6年度 10月	7年度 10月	8年度 10月	9年度 10月	10年度 10月		
安全・安心への 対応	安全管理研修	上級救急救命講習	○新BOPにおける児童の安全管理対策について学ぶ ○緊急時における救命技術を習得する（3年毎に受講）	・AEDの使用等	事務局長 消防署職員	11月30日										必修		
		虐待防止	○虐待防止についての基本的知識および対応を学ぶ ○世田谷区における虐待防止の仕組みを学ぶ	・虐待防止の基礎理解 ・世田谷区における虐待防止の仕組み	子ども家庭課 要保護児童 支援専門員	3/6, 7, 10 7/13(木)	必修									必修 （新任・ ・職転者のみ）		
	アレルギー児童対応研修	アレルギー児童対応研修	○食物アレルギーの概要、基本的対応について学ぶ ○アナフィラキシー時の対応としてエビベンの取り扱いについて学ぶ	・アレルギー対応の基礎 ・エビベン実習		6/23（木） 集芸室	必修									必修 （新任・ ・職転者のみ）		
		子どもの理解・ 育成支援	○学童期の児童を知る（心理、遊び等の発達） ○新BOPにおける児童への関わり方、見方等を学ぶ ○新BOP指導員の役割を理解する ○新制度導入にあつたての仕組みを学ぶ ○保護者対応の基本を学ぶ ○新BOPにおける配慮を要する児童支援の仕組みを学ぶ	＜げんき専門職員＞と＜レノ＞の発達（様子） ・社会性、生活面等 ＜児童館長＞ ・新BOPにおける児童支援 ・世田谷区における児童支援の仕組み、および学年を超えた児童集団への対応等 ・保護者対応における新BOP指導員の役割 ・保護者とのコミュニケーションの配慮点 ・関係者（関係機関）の役割 ・記録のとり方、ミーティングの持ち方等 ・世田谷区および新BOPにおける配慮を要する児童の支援	外部講師 児童館長	5/27(金) 集芸室	必修									必修 （新任・ ・職転者）		
	子どもの理解・ 育成支援	基本研修	子育て支援	○子どもが本来持っている、自ら育とうとする力について理解を深め、そこにかかわる親のサポートをする力を高めるために、児童館・新BOP職員がどのような関係性でいくのかについて学ぶ ・子育て支援において職員として必要な資質の向上を図る	外部講師	6/1（水）										推薦		
		基本研修	子どもの心理	○現代社会においてSNSなどの普及により、複雑となっている子どもの人間関係がどのような状況になっているのかを知り、職員として、何ができるのかを学ぶ	外部講師	2/16（木）											推薦	
	職場内研修 ※各館、新BOP の状況に合わせ て実施	基本研修	基本研修	社会的課題	○子どもに対する大人の価値観や偏見（偏見は多いほうがよい、外遊びをさせる子育てなど）により、子どももたまたま孤独に陥っていく社会的背景を知り、子どもの心に寄り添い、なにができるのかを学ぶ	外部講師	12/1（木）										推薦	
			新BOP指導員 研修 （研修委員会）	○新BOPで必要な児童対応や活動のスキルを学び、支援力向上を図る ※各年度5チームで、年間全実施回数は3～6回とする。	・接遇（保護者対応、児童対応、等） ・遊びを通して、学年を超えた児童集団への対応 ・活動を通して、児童の仲間作りへの支援	児童館職員等	年間	推薦										推薦
		配属を 要する 児童の 支援	基礎研修	○配慮を要する児童を理解し、対応を学ぶ ○世田谷区における障害児支援機関について学ぶ	・要配慮児童対応の基礎理解 ・各課室（知的、身体、発達等）の基礎的な理解 ・新BOPで直面している課題の検討	総合福祉センター等 門職員英伎頼清み	6/8(月) 集芸室	必修									必修 （新任・ ・職転者のみ）	
			実践研修	○事例検討の手法を学び、配慮を要する児童対応の幅を広げる	・実際に現場で対応している事例の検討 ・事例検討実習	総合福祉センター げんき	9/21（水）											推薦
【職場単位等での研修】		基本研修	専門研修 （身体）	○身体介助について、基礎的な対応を学ぶ	・身体介助の基本的な内容の講義と実習	総合福祉センター等 門職員 児童課看護師	①4/26(火) ②2/21(火)	推薦										推薦
			支援の質の向上研修 （職場内）	○児童指導員としての義務と責任（個人情報保護、公務員倫理等）について学ぶ ○児童指導員同研修の受講をもとに、各新BOPで新BOP指導員にむけた職場内研修を実施する。	・個人情報保護、公務員倫理等		年1回 程度 集合 研修後	必修										必修

新 BOP 支援員になった初年度には、集合研修（各校の新 BOP 支援員全体での研修）として子どもについて全体的に理解を深める研修、要配慮児童への対応を学ぶ研修、救急救命研修、アレルギー児童対応研修等が必修となっている。2 年目以降も集合研修もしくは職場単位の研修が続き、その内容は毎年継続して受講を続ける研修や、より発展的な内容を学ぶものがある。このように、必要な基礎的な知識・技術の習得から経験年数等に応じたスキル習得や指導力向上に向けた研修などを体系的に実施している。先述のとおり経験豊富な支援員の離職や児童数の増加という状況に対応するには、これからを担う若手支援員スキルアップが急務である。しかしながら、経験が十分とは言えない状態で既存の研修や OJT だけではカバーしきれないケースも発生しており、その結果、支援員自身が立ち往生してしまうという恐れもある。

3.2.1 子どもの多様化による要求スキルの高度化

平成 24 年 10 月に、支援員が日常業務の中で抱えている困難を明らかにするための調査が帯広大谷短期大学社会福祉科によって行われた。北海道十勝地区の学童クラブに勤務する職員に子どもの学童クラブにおける日常生活での出来事や活動等について、解決した方が良かったと考えたことや困ったと感じたこと等についてエピソードを自由記述で回答してもらったところ次のような結果が出ている。回答を構造化すると、「学習」「遊び」「人間関係」「保護者」の 4 つのカテゴリーに分類でき、「学習」では 28、「遊び」では 29、「人間関係」では 22、「保護者」では 18 ものエピソードが挙げられた。この数から、支援員の抱える困難は多岐に渡っていることが読み取れる。これらは支援員の業務負担感等へと繋がる可能性を持つものであると考えられる、とも述べられている（上村・坂本・伊勢 2013）。

他者とうまく接することができない子ども、言葉より先に手が出てしまう子ども、障害により特別な配慮が必要な子ども、子どもの数だけ子ども自身が抱える悩みや困難が存在し、その背景には複雑な家庭事情が関係していることもある。そんな様々な子どもたちが交じり合う中で、支援員は子どもの多様性を受容・理解していくことが求められる。更には、子ども一人一人が孤立することなく、子ども自身もお互いの違いを認め合いながら伸び伸びと皆で一緒になって成長できるように導いていくスキルを身につけることが必要なのではないか。

3.2.2 ケーススタディを通じたフィードバック

ここでは平成 14 年度から毎年、長崎県学童保育支援員会で研修活動の一環として行っている各種ケアを必要とする子どもの事例を検討する研究会について紹介したい。

この研究会は、支援員は配慮を必要とする子どもを多く抱えていながらも、ケアについて相談する場がないことから発足しており、支援員自身の問題解決能力を向上させることを目的としている。そのため、相談に対し指導・助言をするのではなく、グループワーク

で討論をし、自分たちで解決策を模索していく方法をとっている。事前に事例発表者と支援員会の担当役員、部外コンサルタントで予備討議を行い、事例に対して課題を絞り込み、研究会当日、事例発表の後に課題と課題の設定理由を提示し、事例発表者との間で質疑応答を行い、各グループで討議するというのが一連の流れである。このようなやり方は、個別事例を分析することにより普遍的な課題を抽出できるという点で優れている（内村 2010）。

上記の例は要配慮児童への対応のための研修だが、要配慮児童に限らずすべての子どもを対象にした定期的なフィードバックは研修を受けた支援員自身に役立つのみならず、画一的なマニュアルで現場に対応することが厳しくなりつつある現在、事例の蓄積によって今後支援員になる者への価値ある教材にもなるだろう。また、支援員同士の横の繋がりが構築されることも期待できる。

3.2.3 専門家による実技指導

利用者の増加により支援員が日々の業務に追われているような状況下では、業務をしながらスキルの向上を図る工夫も必要である。また、新たなプログラムや遊びの企画、意図的に体力向上を狙う専門的技術を身につける時間を持つことは難しいという現状も見られる。

一方で、地域住民の力を活用したイベントなどを取り入れている新 BOP も見られ、こうした取組みの更なるひろがり・充実は、子どもが放課後を過ごす場としての新 BOP の魅力増大に繋がるとともに、多様な体験を通して子どもの興味・関心を広げ、意欲を創出することにもなる。そして地域資源・社会資源は「人」だけでなく、大学や事業者、支援団体など多様である。

例えば、スポーツの専門家による企画に参加することは、スポーツや運動への興味の高まりやこれを楽しむことを覚え、日常から体を動かし、体力の向上へとつながる機会となりうる。芸術の専門家による企画に参加し、プロの作品に触れたり、授業とは違う自ら好きなものを創作したりすることで、新たな関心・才能の発見や表現力・想像力の向上へと繋がる機会となりうる。

こうした体験の機会を放課後という日常の中で得られることは、子どもの育ちの観点からも重要である。また、そうした機会の創出が利用者の満足度の上昇にも結びつくこととなる。さらには、本物を知る専門家が子ども達に対してどのように関わりながら専門的な指導・助言をしているのかを支援員が近くで見ることにより、いつもとは違った学びを得ることとなり、支援員のスキル向上や対応力の向上に大きく寄与するのではないか。

3.3 活動スペースの課題

次に、「場」について見てみたい。新 BOP は学校と連携し、学校内の教室・施設を利用して実施しているのだが、利用児童数の増加が著しく区立学童クラブの 1/3 は入会児童数が

100 人を超えている。学童クラブに関しては、平成 27 年 4 月 1 日施行となった「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」第 10 条第 2 項において、「専用区画の面積は、利用者 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上であることとする。」と定めている（専用区画は、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能とされている）。これは、安全の確保のためだけではなく、学童クラブに通う子どもたちが精神的に安らげる場所を提供するためである。BOP 事業についても条例はないものの、安全面を考慮した適正なスペースの中で遊びを提供すべきだろう。

各新 BOP には、連絡協議会という保護者や地域の代表に対して運営についての報告や要望を聞く場がある。その中でも保護者から活動スペースがひっ迫していることへの不安の声も聞こえており、一部の新 BOP ではスペースに余裕があるとは言にくい状況である。特に雨天時には校庭が使用できないため、活動スペースが室内に限定されることになる。

3.3.1 活動スペースの確保

新 BOP の活動スペースがひっ迫されていることに対して、新 BOP 事務局長を中心に学校との連携を図り、体育館および校庭等を優先的に利用し、対応している。しかし、どの程度新 BOP 用に学校施設を開放してもらえるかについては各小学校ごとに異なる。また、連携ができていても学校行事での使用や地域団体への貸し出し等もあるなど、利用施設の拡張については小学校の増、改築に合わせ新 BOP 室の拡大や設備の充実を図ってはいるが、物理的に困難な状況である。日中に加えて放課後の時間まで学校で過ごすことが果たして子どもにとって良いのかという議論もある。池本（2009）は、異年齢とはいえ同じ小学校の子どものみ、あるいは評価を伴う学校的な空間で毎日を過ごすことは、安全ではあっても子どもにとって必ずしも理想的な放課後とは言えない、と述べている。なお、図 14 で示した保護者が放課後子どもに過ごさせたい場所についてのアンケート結果では、1 位に「習い事」、2 位に「自宅で家族といる」、3 位以降に「BOP」「児童館」「公園・広場」「図書館」などが挙げられている。

3.3.2 学校外施設との連携

新 BOP を学校内で実施することは子どもにとって授業終了後に移動が不要という点で安全面から利点があるが、物理的な限界がある以上、活動場所をゆるやかに学校外へ拡大していくことも選択肢となり得るのではないだろうか。BOP の利用者が自主的に放課後を過ごす場を選択することができるのに対し、学童クラブの利用者は決められた場所で過ごす以外の選択肢がない中では、こうした取組みについても積極的に検討していくべきではないだろうか。

例えば東玉川小新 BOP では、PTA や地域と連携し月に 1 回、近隣にある東玉川地区会館の一室で「東玉川児童室」（イベントの名称）を実施している。「東玉川児童室」に児童が

参加する場合、会場までの往復は新 BOP スタッフで引率するが、実施については保護者の代表である PTA が企画し主体的に運営している。PTA の活動のひとつに新 BOP 担当があることで、こうした取組みが主体的・継続的に実施できている。次章で触れる地域人材の活用にも関わることだが、こうした保護者の力も活用しながら活動場所を広げていく取組みも考えられるのではないだろうか。

フランスには「余暇センター」と呼ばれる子どもが放課後過ごせる場所がある。余暇センターは、子どもの社会化（自立と社会連帯のための人間形成）を目指しており、日本の学童保育に相当する課外活動が実施されている。学校休日の水曜日と土曜日午前中および長期休暇のみだが、多彩な余暇活動を実施している。活動内容の特色として、センターでは 1 週間の決まったスケジュールの中から子どもたちに好きなプログラムを選択させる。プログラムはテーマ別、例えばパソコン、音楽、アート、ガストロノミー（美食学）、科学等について深く学ぶことができ、パリ市運営のワークショップに子どもを連れて行き、専門家の指導のもとに各分野の活動を展開している。また、名所・美術館、映画鑑賞などの他、郊外の農場などに大型バスで遠出することもある。

区内であれば、例えば近場のプレーパークなどの外遊びができる場所に連れて行くといったことは考えられないだろうか。プレーパークは「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした遊び場で、区内 4 ヶ所で運営されている。常駐のプレーリーダーや地域のボランティアのもとで普通の公園ではなかなかできない火や泥遊び、木登りなどの遊びができ、こうした自由な遊びで得られる様々な体験や交流を通して子どもたちが自主性、主体性、社会性やコミュニケーション能力を育むことをねらいとしている。

プレーパークもそうだが、区では外遊びの推進を目指し「そとあそびプロジェクトせたがや」を展開している。身近な場で外遊びの機会を得ることができるよう、プレーカー、プレーリヤカーの充実を図るなど、外遊びの普及・啓発に力を入れている。新 BOP もこのプロジェクト内で外遊びの場の一つとして位置づけられているが、今後は更に新 BOP と他の外遊びの場との連携が期待される。

プレーパークをはじめとした外遊びの場を整備していくことは、大規模化している新 BOP のスペースの問題を解決するための手助けになるだけでなく、体力・運動能力の向上や集団遊びによる社会性の育成にも有効であり、こうした外遊びを推進する取組みとの連携・協力も効果的ではないだろうか。

3.4 事業内容の課題

最後に、「事業内容」について見ていく。子どもが新 BOP へ行く動機と強い関連性があると考えられるプログラムについて、つまり日頃どういった遊びが行われているのかを見たい。

どの新 BOP にも共通していることは、2 つの遊びがあることである。一つは日常的な毎

日行われている遊び、もう一つはイベント的に決まった日時で行われている遊びである。日常的な遊びとしては、校庭・体育館での体を使った遊びと、教室での遊びがある。子どもは好きなときに参加し、自分自身で何をして過ごすか決め、BOP 利用者については好きなときに帰宅してよいことになっている。例えば、体育館でボール遊びをしてもいいし、新 BOP 用の教室に用意されているけん玉などおもちゃで遊んだり、読書をして過ごしてもよい。支援員は遊びの中に入ることもあれば、遊びには加わず、子ども同士の遊びの輪が広がるように配慮しながら見守る場合もある。イベント的な遊びはプラバン作りや編み物などのほか、餅つきなどの季節行事がある。これらの日常的な遊びやイベントで何を提供するかは各新 BOP に任されており、どこの新 BOP でも同じことをしているわけではなく、区では各新 BOP それぞれの特色を活かすスタンスをとっている。例えば、東玉川小学校の新 BOP では、毎週火曜日に地域の方が来校し、子どものレベルに合わせた囲碁・将棋の指導だけでなく指導を通じて礼儀作法も伝えている。

新 BOP で過ごす子どもたちの様子を見てみると、皆思い思いに楽しんでいるようだったが、図 12 の「楽しいと思うときとして新 BOP で遊んでいるときと回答した割合」を見てみると、高学年の回答がとりわけ少ない。新 BOP に期待されている機能の一つに異年齢間交流による思いやりや集団内での協調性の促進がある。高学年児童にとっては低学年児童の面倒をみる事でリーダーシップが育ち、低学年児童にとっては高学年児童の行動をお手本にできる、というような相乗効果が期待できる。少子化により家庭の中できょうだい数が減少している時代にある中でこのような場は大変貴重であるのだが、異年齢間交流を活発にするには高学年の参加を促すための工夫の余地がありそうである。

3.4.1 遊び時間の制約と全学年向けプログラム設定の難しさ

では、なぜ高学年の利用は少ないのだろうか。その理由は、「友達が新 BOP で遊んでいないから」だろう。集団での遊びを好むようになる高学年にとって、遊び仲間が新 BOP に行かないというのは自分も行かないことの大きな理由になる。

更に突き詰めてみると、高学年が新 BOP に行かなくなることの根底には 2 つの要因があることが分かる。ひとつは、高学年になると学習塾や習い事の機会が増えることにより時間的な制約のために新 BOP に足が向かなくなる傾向があるためである。平成 25 年に区が実施した小学生対象アンケート調査によると、4～6 年生の 9 割以上が塾や習い事に通っており、更に週 4 日通っていると回答した子どもが最も多く、高学年の多忙ぶりが垣間見えた（表 6、表 7）。

表 6 塾や習い事に行っている割合（4～6 年生）

データの個数 / S-NO	学年			
行ラベル	4 年生	5 年生	6 年生	全体
塾や習い事にいっている	91.7%	91.4%	92.3%	91.7%
いっていない	6.8%	7.9%	7.0%	7.2%
(空白)	1.5%	0.7%	0.7%	1.1%
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：小学生対象アンケート調査（2013）をもとに作成

表 7 1 週間（7 日）のうち、塾や習い事に行く日数（4～6 年生）

週あたり日数	学年			
	4 年生	5 年生	6 年生	全体
1 日	9.2%	8.8%	8.2%	8.7%
2 日	19.3%	16.0%	11.5%	15.6%
3 日	20.5%	19.4%	14.2%	18.1%
4 日	24.9%	21.8%	22.4%	23.1%
5 日	14.6%	17.6%	19.2%	17.1%
6 日	8.2%	13.0%	14.0%	11.7%
7 日	3.3%	3.5%	10.5%	5.7%
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典：小学生対象アンケート調査（2013）をもとに作成

BOP で遊ぶためには、まず BOP 室に行き、児童名簿に出席の○をつけてから遊ぶというルールがある。高学年にとってはこの一連の作業が煩わしく感じられ、足が遠のく一因となっている（藤川ほか 2013）。しかしながら、多忙な高学年だからこそむしろ、心身の成長のために遊びの時間は必要だろう。

高学年が新 BOP に行かなくなるもうひとつの理由は、高学年となると行動範囲が広くなり興味の対象も広がるため、放課後の居場所に望むものが多様となり、結果的にそれを叶えることのできる場を自分で選択することになるために利用率が下がることが考えられる。これは、自主性が高まる小学校高学年児童が自ら選択する居場所において、自ら考え、学び、過ごす中で社会性・自主性・創造性を育むことのできるよう、児童の成長に合い、かつ、大人の目が入った見守りを地域・区民と協働・連携して展開するという区の施策のねらいにも合致している。であるからといって、子どもが放課後を過ごす場の選択肢の一つである新 BOP が高学年にとっても魅力的であり続けるような努力は怠るべきではない。

では、高学年児童の目には、新 BOP のプログラムはどう映っているのか。各新 BOP で多少の違いはあるにせよ、全体的に低学年向けのプログラムが多いように感じる。低学年向けプログラムが多いために高学年の足が遠のいたのか、高学年の利用が少なかったために

低学年向けのプログラムが多数を占めるようになったのか、いずれにせよ高学年の利用を促進するには、新たな好奇心が喚起されるようなプログラムが求められている。

次項からは、時間的な制約と遊びのプログラムに対するアプローチを3つ提案したい。

3.4.2 習い事までの隙間時間の活用

高学年の習い事による放課後の時間的制約を解消するための対策を取っている新 BOP の取り組みを(藤川ほか 2013) から2つ紹介したい。今回紹介するのは、三宿小新 BOP の「青空 BOP」と多聞小の「ショート BOP」である。

通常、BOP で遊ぶためには、まず BOP 室に行き、児童名簿に出席の○をつけなければならないというルールであるが、三宿小新 BOP ではこの一連の動作を簡素化した。具体的には、BOP 室まで行かずに校門前のピロティの一角に出席簿を設け、BOP 室に立ち寄る手間を無くして BOP のみ利用の子どもが放課後すぐに校庭で遊べるようにした。校庭で遊ぶ子どもの導線上に出席簿を置くことにより、時間に制約のある高学年が習い事までの隙間時間で気軽に遊べるようになった。青空 BOP 開始を機に高学年の利用が増え、結果的に異年齢間交流が見られるようになったという。

また、多聞小でも三宿小と同様に多忙な高学年が少しでも遊ぶ時間を確保できるようにと、BOP 室に立ち寄らずに校庭・体育館で遊べる「ショート BOP」を実施した。ショート BOP 実施前の平成 23 年 4～7 月では高学年の利用は 300 人だったが、実施後の平成 24 年 4～7 月では 1,428 人にもなり、4.7 倍増という驚くべき数値が出ている。高学年と低学年が入り混じってサッカーや卓球をする様子も見られるという。

このように、遊ぶまでの手順に一工夫することで塾や習い事で忙しい高学年が持っている遊びたい気持ちに応えることが可能になり、高学年向けに短時間でも遊べる工夫をしている新 BOP も増えてきている。

3.4.3 地域人材の活用による新規プログラムの提供

3.4.1 にて高学年の参加を促すために全学年にとって魅力のあるプログラムを提供していくことの必要性を述べたが、一体どのようなプログラムが望ましいのだろうか。

前項では、気軽に新 BOP に参加できる仕組みを整えたことで高学年の利用率が伸びたことに触れた。また、紹介した事例はいずれも導線を校庭へと誘導するもので、結果的に外遊びの中での異年齢間交流が盛んになったことが分かった。そこで、体を動かして楽しむプログラムの充実を提案したい。しかしながら、慢性的な人手不足でプログラムにまで気を配ることは難しい。3.2.3 では、専門家の活用について、プログラムの質の向上と支援員のスキルアップの観点から、3.3.2 では、PTA の活用について、プログラムの多様化と地域とのつながりの観点から触れたが、ここではより身近でインフォーマルな関わりとしての地域人材の活用を考える。

例えば、学校施設を普段利用しているという繋がりを活かしてママさんバレーや草野球チームなどの地域のスポーツクラブやダンスサークルにボランティアとして指導してもらう。体を動かすことによる体力の向上はもちろん、教員でも支援員でも保護者でもない大人と接することは、子どもが社会性を学ぶひとつの機会にもなるだろう。

都市部において人間関係が希薄化し、子どもに対する過保護や放任主義、他人任せなど懸念材料が指摘される中、地域社会がどのような子育て、子育て環境であるべきかという文脈を外すことはできないであろう。内村（2010）は、キャプランの「インフォーマルな相談者の消失」を挙げて、子どもは親だけでは育たない。親や学校の教師以外の大人との出会いが必要であると述べている。地域住民に新 BOP を通して関わってもらうことは、人手不足の現場においてのマンパワーとして有効という以外にも、子どもの成長を促していく上でも大きな働きを持っていると考えられるだろう。

3.4.4 子どもの意見の反映

子どもからのアイデアを実際の運営に取り入れることは、魅力的なプログラムの創出にあたって、子どもが主体的に運営に参加・参画し自主性・創造性を育むにあたって重要である。現在、新 BOP は事務局長と児童館からの兼務職員でもある児童指導と新 BOP 支援員、臨時職員（アルバイト）で児童館と連携しながら運営している。他には、年に数回の連絡協議会にて関係機関による情報共有や今後の運営方針について議論されている。各新 BOP でも日常のプログラムやイベントなどの企画にあたって、子どもの意見を聞くようにしているものの、仕組みとして構築されているわけではない。すでに設置しているところもあるが、利用している子どもの意見をくみ上げる仕組みとして意見箱の設置は、やはり有効な方策ではないか。日頃のやりとりの中でやりたいことを上手に伝えることのできる子どももいれば、なかなか大人に対して伝えることを躊躇する子どももいる。意見箱については児童館などでも設置し、実際には子どもがいたずらをして意見をいれるケースもあったようだが、それでもすべての子どもが気軽に意見が言えて、参加の第1歩に踏み出しやすい環境が求められる。プログラムに限った話ではないが、新 BOP が子どもにとって放課後過ごしたいと思える楽しい場であるため、そして単なる与えられるだけの場ではなく、自立を促す場として考えるならば、現在もスタッフが子どもとの関わりの中で色々な話をし、意見を聞くようにしているが、よりわかりやすいかたちで子ども自身による意見表明ができる場があることが望ましい。

さらに、子どもの参画を進めるためには、例えば既存の連絡協議会の場に有志の代表児童が出席し、意見箱に集まった子どもの声を保護者や地域の代表らに直接伝え届けられるようにするといった取組みも有効であろう。子どもの声が連絡協議会に出席している大人（保護者や地域の代表）に直接届くことは大きなインパクトを与えるだろう。こういうことをやってみたいというプログラムの話であったり、新 BOP のここを変えてほしいという

意見もあるかもしれない。新たなプログラムの提供に具体的に動き出すきっかけになるほか、もしかすると子どもの意見から見えてくる新たな課題や解決へのアプローチもあるだろう。なにより、「子どものやりたい」を直接的に関係者が聞くことで、「それを叶えてあげたい」、そしてそのために、保護者はどのような協力ができるか、地域はどのような関わりができるかを主体的に考える風土がつけられる契機となろう。そしてこれまで示してきた方向性でいずれも重要となってくる保護者や地域との連携・協力の推進力となるに違いない。

3.5 課題のまとめ

最後にこれまで論じてきた4つの課題を改めて振り返りたい（表8）。

表8 人材・場・事業内容における課題一覧

課題	人材		場	事業内容
観点	① 支援員確保	② 支援員育成	③ スペース確保	④遊びプログラム
現状	・全体的な人員不足の慢性化 ・求める条件（若者・男性）の支援員不足	・既存の研修やOJTで対応しきれないケースの発生 ・ベテラン支援員の離職	・一部の新BOPで活動スペースが逼迫	・高学年児童の低い利用状態
要因	・就職活動での売り手市場 ・介護や保育等家庭の事情による離職	・受容、理解すべき子どもの多様化	・学校行事や団体貸出等で拡張困難	・遊び時間の制約 ・全学年プログラムの欠如
アプローチ	・大学のゼミ、サークルへの働きかけ ・高校生向けの職業体験	・ケーススタディ研修 ・専門家による実技指導	・プレーパークなどと連携した外遊び	・隙間時間の活用 ・地域人材を活用した新規プログラム ・子どもの意見の反映

まず「人材」については、①支援員の確保および②支援員の育成について触れた。①支援員の確保では、求める人材が不足している現状があり、それにはなり手の不在と離職者の多さが関係していることを挙げた。そこで、大学生や高校生が子どもと接する機会の創出を唱えた。②支援員の育成では、既存の研修では対応しきれないケースが少なくないこ

と、ベテラン支援員の離職により若手の育成が急務である現状があり、それは子どもの多様化から支援員への要求が高度化していることからであると分析した。そして、既存の研修に加えてケーススタディを行うことやスポーツや芸術の専門家を活用した支援員の育成を提案した。「場」については、③子どもが過ごすスペースの確保について取り上げた。ここ数年の子どもの増加に伴い、学校内施設を利用している新 BOP は活動スペースが圧迫されつつあるが、新 BOP・学校とも努力をしている中で更に活動スペースを広げることは物理的に難しいことに触れた。そこで、プレーパークなどの外遊びの場との連携を提案した。最後に「事業内容」については、④遊びのプログラムについて論じた。異年齢間交流を促したいが、高学年利用が伸びない現状について、塾等により高学年の放課後が多忙になっていることとプログラムが低学年寄りになっていることが関係していると述べた。そこで、短い空き時間でも新 BOP を利用しやすい取組み、地域人材による全学年向けプログラムの提供、そして子どもの意見を反映することを提案した。

4. おわりに

世田谷区では平成 29 年 1 月に外部評価委員会から、区の政策全般について新たな視点に立った評価の必要性について提言がなされた。そこでは 3 つの新たな評価軸として、「参加と協働」、「横断的連携」、「施策の機動的な修正・拡充」が示されている。従来は施策の必要性、有効性、財務上の効率性が評価される仕組みであったが、これからは、施策を進めるプロセスで行われていたことや関った人がどのような効果をもたらしたかが問われてくる。「参加と協働」では区民等に意見を提示する機会を提供する「参加」と、区民等のアイデアや能力等を活かし、施策を連携して実施する「協働」による取組みかどうか、「横断的連携」では、他分野の所管課のノウハウの蓄積や能力をお互いに活かしながら施策の成果を高める取組みかどうか、「施策の機動的な修正・拡充」では臨機応変な対応により施策の成果を高める取組みかどうか、といった視点が重要となってくる。本研究で取り上げた子どもの意見の反映や地域人材・資源の活用による「参加と協働」の推進は、まさに上記評価軸と整合する取組みとなってくる。さらに、これらの評価軸による PDCA サイクルを進めて質の向上を図っていくためには、例えば「参加と協働」などが各新 BOP においてどのように進められているかを評価する仕組みの構築が求められ、今後検討していくべき課題となるであろう。

「参加と協働」をはじめとする上記の視点は、本稿で触れた新 BOP 事業の目的に照らし、効果的に目的が達成できているかを測るための評価の視点であり、ツールである。一方で個々の事業の展開にあたっては、施策・政策目的を実現することを常に意識することが重要となってくる。そこで改めて世田谷区が目指すべき理想像について考えてみたい。まず、世田谷区としては「子ども」という存在をどのように捉えているかについて、平成 27 年に

策定された世田谷区子ども計画（第2期）の基本理念から引用したい。『子どもは一人ひとりが今を生きる主体であるとともに、未来の「希望」です。子どもは、一人の人間としてのいかなる差別を受けることなくその尊厳と権利が尊重され、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たすことが求められます。』と宣言している。つまり、子どもは地域の中で保護者や区民、学校、事業者など多くの人々に支えられながらも、成長に応じて自らも支え手としての社会の一員となることが期待されているのである。そして、このような子どもが期待どおり成長していくには、地域の中で主体的に活動できる場や機会の充実が不可欠であり、全ての子どもが生きる力を育むことのできる環境整備は、行政をはじめ、地域が協働して担っていくことになる。

今回取り上げた新 BOP は、子どもたちが豊富な外遊びを体験でき、豊かに成長する貴重な場であり、施設環境、担い手、プログラムなど一層の充実が求められている。

今回の共同研究が今後の具体的な取り組みに繋がり、新 BOP の改善に資すれば幸いである。

<謝辞>

取材にご協力いただいた板橋区教育委員会地域教育力推進課、NPO 法人 放課後 NPO アフタースクール、鶴ヶ島市こども支援課、学童保育 NPO カローレ、江戸川区教育委員会事務局教育推進課、横浜市こども青少年局放課後児童育成課、NPO 法人新石川キッズサポート、瀬田小学校新 BOP、東玉川小学校新 BOP、一般財団法人世田谷トラストまちづくり、岡さんのいえ TOMO の皆様に感謝いたします。

[共同研究員]

子ども・若者部（子ども育成推進課・児童課）	真鍋 太一
	三須 昭江
	浅枝 美亜
教育政策部（生涯学習・地域・学校連携課）※	塚原 星子
	深澤 祐
子ども・子育て会議委員	池本 美香
せたがや自治政策研究所	小泉 輝嘉
	石川 裕一
	加瀬 沢美

※組織名称は平成 28 年度のもの

[文献]

池本美香編，2009，『子どもの放課後を考える』勁草書房。

上村祐樹・坂本大輔・伊勢正明，2013，「学童保育における指導員の困難性に関する研究～学童保育所指導員を対象とした質問紙調査の結果から～」『帯広大谷短期大学紀要』50: 59-67.

内村公義，2010，「学童保育が果たしてきた役割と今後の課題—コミュニティ心理学の視点から—」『地域総研紀要』8(1): 23-30.

栗原敦，2016，『子供目線で一緒に遊ぶ』東京新聞，2016.8.15，朝刊。

厚生労働省，2016，『平成 28 年（2016）人口動態統計の年間推計』厚生労働省ホームページ（2017 年 5 月 22 日取得，<http://mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikei16/index.html>）。

———，2017，『平成 28 年度「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・内定状況」取りまとめ』厚生労働省ホームページ（2017 年 5 月 23 日取得，<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000154140.html>）。

———，2017，『平成 28 年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査（2 月 1 日現在）について』厚生労働省ホームページ（2017 年 5 月 23 日取得，<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000154442.html>）。

世田谷区，2011-2016，『教育のあらまし』。

———，2013，『小学生対象アンケート調査』

———，2013，『「世田谷区子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査（就学児童）』

———，2015，『世田谷区子ども計画（第 2 期）平成 27～36 年度』。

———，2017，『世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画』。

———，2017，『世田谷区の年齢別人口』世田谷区ホームページ(2017 年 5 月 23 日取得，

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/694/1885/d00050959.html>).

世田谷区外部評価委員会, 2017, 『世田谷区外部評価委員会の提言』.

藤川恭英・保原勝紀・七久保文男・佐藤ひろみ・岩井康司・澤崎素子, 2013, 「新 BOP における高学年の遊びの方策とその可能性ー三宿小・多聞小新 BOP の取り組みを中心としてー」『都市社会研究』 5: せたがや自治政策研究所.

藤田純子・小林千尋・草野篤子, 2011, 「放課後における学童保育指導員の専門性と課題」『湘北紀要』 32: 169-181.

《資料》他自治体・世田谷区における事例紹介

1. 他自治体の取組み

本研究を進めるにあたり、課題抽出と解決に向けた検討のヒントを得るために、他自治体の好事例を参考にすべく、実際の現場に赴きヒアリングを実施した。

「保護者により新 BOP に求めるものは違う」と仮定し、あるべき姿や目指すべき姿を区として、どう捉え考えていくのか、当事者である子どもや保護者との意識を共有する必要があるという認識のもと実施した。そこでいくつかの視察を通じて、あるべき姿を見つめ、区の現状との違いなどの発見につなげていく。

・ヒアリングのポイント（各小学校視察先）

運営面、地域、学校の 3 つの視点を中心にヒアリングを実施した。

- ①運営面・・・人、経費、施設、事業内容
- ②地域・・・町会、自治会、NPO 団体、自治体、地域の公共機関、民間サービス
- ③学校・・・開放施設、教職員の関与、PTA

・視察先

公設公営型、公設民営型に分けて、運営主体が区直営や NPO 法人、運営協議会等、様々なタイプを選定した。視察先は以下表のとおりである。

【区外小学校 4 校】

所在地	東京都板橋区	埼玉県鶴ヶ島市	東京都江戸川区	神奈川県横浜市
施設名	上板橋第四小学校 あいキッズ	鶴ヶ島第一小学校 なかよしクラブ	西葛西小学校 すくすくスクール	新石川小学校 放課後キッズクラブ
運営主体	NPO法人 放課後NPOアフタースクール	学童保育NPOカローレ	江戸川区教育委員会	NPO法人新石川キッズサポート
運営形態	公設民営	公設民営	公設公営	公設民営
利用料	さんさんタイム(全校児童対象):無料 きらきらタイム(学童保育):利用区分により異なる 17時～18時 月2,700円 17時～19時 月3,900円 土曜日 日 700円	入室金8,000円 保育料:通常 1～3年生月額12,000円 4,5年生月額8,000円 6年生月額7,000円 ひとり親、きょうだい割引あり 延長保育料あり	すくすく登録:無料 学童クラブ登録:育成料 月4,000円 (減免制度あり) 保険料:登録に関わらず年500円(任意)	利用区分1:無料(17時まで利用) 利用区分2:月額5,000円(19時まで利用) 傷害見舞金制度負担金:年500円 おやつ代:実費
利用時間	平日 下校時～午後7時 土曜 午前8時～午後6時 休業日 午前8時～午後7時	平日:下校時～午後8時 土曜:午前7時30分～午後6時 長期休業日: 午前7時30分～午後8時	平日:下校時～午後5時 学校休業日:午前9時～午後5時 ※平日・学校休業日の学童クラブ登録は午後6時まで 土曜:午前9時～午後5時	平日:下校時～午後7時 土曜、長期休業日: 午前8時30分～午後7時
利用可能児童	同じ小学校1～6年生 同じ学区の私立国立小学校・特別支援学校等に通学する小学生も可能	保護者の就労等で家庭で保護が受けられない小学1～6年生	同じ小学校の1～6年生 同じ学区域内に住所を有する児童	同じ小学校の1～6年生 学区内に居住する私立国立小学生も可能
自治体窓口	板橋区教育委員会 地域教育力推進課あいキッズ係	こども支援課子育て支援担当	教育委員会事務局教育推進課 すくすくスクール係	こども青少年局 放課後児童育成課

次ページからは各視察先における事例等も交え、内容を紹介する。

○東京都板橋区

・概況

東京都の北西部に位置し、面積 32.17k m²であり、武蔵野台地北東部と荒川低地を併せ持ち、今も武蔵野の面影を残す豊かな緑と荒川河川敷の自然に恵まれたところである。人口約 56 万人を抱えており、今もなお増加傾向にある。

平成 28 年 5 月 1 日現在、区立小学校 52 校、児童数 22,226 人となっている。近年、児童数が減少していたが、平成 26 年度から増加傾向となっている。

学童事業については、地域コミュニティの基盤である学校内で、放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業を一体型として運営することを目的に、板橋区版放課後対策事業として、「あいキッズ」を全区立小学校で開始した。

・あいキッズについて

次代を担う子どもたちの健やかな成長と多様な体験を通じた豊かな人間形成を願い、平成 21 年度より開始され、校庭や体育館等の学校施設を活用して、子どもたちが一緒に自由遊びや体験交流活動などを行うものである。平成 21 年度の開始当時は区内 4 校だったものが、平成 27 年度には全校(52 校)展開まで至った。

「あいキッズ」は、文部科学省の全児童を対象とする「放課後子ども教室事業」と厚生労働省の就労家庭等の児童を対象とする「放課後児童健全育成事業」を一体型として運営されている。安全かつ、地域コミュニティの基盤である小学校内で、民間法人(社会福祉法人、NPO、株式会社等)の指導員のもと、遊びやスポーツ、工作、読書などの体験活動、地域との交流活動、季節行事、学習活動など幅広く実施している。

また、これらの活動を支える基盤として、子どもたちを取り巻く「5つの輪」を提唱しており、「教育委員会、民間法人、地域、学校、家庭」としている。例えば、教育委員会では、環境整備や評価・検証を行い、質の維持向上を図り、「地域の子どもは地域が育てる」といった、「いたばし学び支援プラン」の理念に基づく、地域サポーターによる育ちの支援を行っている。

・あいキッズの特徴

推奨する特徴のうち、いくつか例示する。まずは「メール配信サービス」がある。日々の児童の来室と退室の情報を送信するものであり、利用児童の名前カードに QR コードを付し、そのコードを読み取ることで配信される仕組みとなっている。

さらには、全校に配置されている民間法人に対するヒアリングの実施や、責任者会議の定期的な開催など、事業の品質向上を推進している。民間法人は各校において、自主性・社会性・創造性など子どもたちの人格形成期に合わせたさまざまなプログラムを展開し、配置する職員は国が新たに全国統一した、放課後児童支援員とプレイングパートナーとしている。また、事業への評価・検証においては、基本的な運営方針をはじめ、危機管理体制や施設の環境整備、日頃からの管理事務、保護者や学

校との関わり・連携などの項目について細かく設定し、評価を実施している。

板橋区内の全区立小学校で実施されているが、学校により運営する民間法人は異なるが、同一の事業を実施することで平等性を保ちつつ、各法人の特性を活かした事業展開を行っている。

・特定非営利活動法人 放課後 NPO アフタースクール

平成 21 年 6 月に設立され、「子どもたちの放課後を救え！」をミッションに事業を開始。

今回の視察先である板橋区立上板橋第四小学校においては、平成 27 年 4 月より運営を任されている。

「友達と過ごすこと」、「やりたいことを選べること」、「多くの仲間とのびのびと自由に過ごす」をモットーに現在、施設責任者を含む 11 名の支援員やプレイングパートナーとともに子どもたちに関わっている。当該校だけみると、在校生総数 370 人(平成 28 年 4 月時点)に対し、さんさんタイム(全児童対象)で 309 人の登録、きらきらタイム(いわゆる学童クラブ機能)が 63 人と比較的高い割合で登録している。

当 NPO 法人では、学校長と調整しながら体育館や校庭をはじめ、図書館や特別教室等も利用してもらい、区との定期的な会議のなかでコミュニケーションを図っている。また、地域の人たちの関わりも重要視しており、商店街や町会の会合において、あいキッズの運営について議題にしてもらうなど、イベントへの参加促進や地域での見守りに協力いただいている。さらには保護者との連携を密にするために年 3 回程度、保護者会を開催し事業運営等について説明を行っているとのことである。

利用者の当事者である子どもたちについては、室内に意見箱が設けられており、例えば、1 週間の遊びのプログラム等の参考にし、児童が自由に参加できるような工夫を凝らしており、現在は囲碁・将棋が人気だそうである。

○埼玉県鶴ヶ島市

・概況

埼玉県の中央部に位置し、人口約 7 万人を抱えている。面積は 17.65k m²で山や川がなく、ほとんどが平地であり、明治 22 年以来、一度も合併等を行うことなく今に至っている。

都心まで電車で 40 分というアクセスの良さもあり、昭和 50 年代に宅地開発が行われ、一気にベッドタウン化が進んだ。現在も都内通勤者が 3 割を占めるなど、都心近郊の住宅地であるが、一方で高齢化率が 25.5%と高齢化が進行している。

平成 28 年 4 月 1 日時点で市内に市立小学校は 8 校、小学校児童数 3,636 人、学童クラブ数は 13 施設、1 つの支援の単位を概ね 40 人程度とし、20 の支援の単位で学童クラブ運営を行っている。各施設は学校敷地内又は隣接地、もしくは近接の場所に設置されている。学童クラブ利用児童数は 800 人で全児童の 22%程度が利用している。うち低学年が 527 人(66%)を占めている。

学童クラブの運営については、これまで委託方式で行っていたが、子ども・子育て支援新制度の開

始に伴い、市でも最低基準等を定める条例を制定した平成 27 年度より、補助事業の形式へと転換を図った。現在、公設民営で運営しており、13 施設を運営する 2 事業者に助成を行っている。

・学童保育 NPO 法人カローレ

学童保育が実施されていなかった昭和 50 年前半、子育てをしながら働く共働きの保護者が増えたことをきっかけとして、保護者たちが自分たちで協力し合って学童保育をつくることを考え、昭和 53 年 10 月に「鶴ヶ島に学童保育をつくる会」を発足、翌 54 年 10 月に鶴ヶ島市で初めての学童保育室「どんぐりクラブ」を開設した。

後々、施設の公設化や市の補助が導入されるが、当初は行政からの補助もなく、すべて利用者で分担して、家賃や指導員の給料を支払っていた。その後、学童保育室が徐々に立ち上がり、連絡協議会を設置、平成 16 年には NPO 法人格を取得し、「特定非営利活動法人鶴ヶ島市学童保育の会」となった。

その後、児童館の運営、コミュニティレストラン”ここほっと”の運営等の活動を広げ、平成 26 年に現在の「学童保育 NPO 法人カローレ」に名称変更を行った。この“ここほっと”の開設は、元々各学童クラブにおいて手作りおやつを作って提供してきたが、利用児童数の増加などから、場所的にそれぞれの学童クラブで作ることが困難となったことが背景にあり、コミュニティレストランを開設し、おやつセンターとして、そこで調理したおやつや仕入れた材料を配送するなどしている。現在では、小規模保育室の運営や中高生を対象にした学習支援事業の受託など、さらに活動範囲を広げ、切れ目のない子育て支援を展開している。

・なかよしクラブ

今回の視察先である、なかよしクラブは鶴ヶ島第一小学校区の学童クラブとして、昭和 58 年に開設され、現在の施設が小学校の敷地に隣接する市有地にあり、平成 18 年に設置したものである。平成 28 年 4 月 1 日時点の利用児童数は 100 人で、支援の単位を 3 つとして運営をしており、当該施設の登録数は 36 人である。実際の活動場所については、3 つに区切っているわけではないが、面積基準や職員配置等を満たすとともに、名簿・出席簿等は支援の単位ごとに分かれている。

おやつについては前述のとおり、おやつセンターから出来上がったものが届く日もあれば、材料が届き、子どもたちで作ることもある。「作る」という作業も食育の視点から大変有意義な機会であると捉えている。

保護者会を月に 1 回開催し、日頃の事業内容を保護者に伝える機会としており、保護者会への入会は必須としている。また、子どもたちの意見については日頃から聞くようにし、プログラム決定の際の参考とし、職員と子どもたちが一緒に検討を行い、決定している。

一見実現不可能と思われる事柄についても、保護者会で「子どもたちはこんなことをやりたがっている」と伝え、実現に向けてみんなで考えるようにしている。資金面や人手の面で難しいものも、保護者が資金を出しあって行ったり、都合のつく保護者が人的補助に入ったりすることで、実現する企画

もある。保護者も子どもたちがやりたいと言ったことを実現することに協力的で、こうしたことに積極的なのも元々は保護者自身が自分たちで学童クラブを立ち上げた名残ではないかと考えられる。

○東京都江戸川区

・概況

東京都の東部に位置し、面積 49.09k m²、南北に 13km、東西に 8km と南北に長い区域である。平成 29 年 4 月 1 日現在、人口約 69 万人を抱えており、合計特殊出生率（平成 27 年）は 1.42 と 23 区で 3 番目に高い。平成 28 年 8 月 1 日現在、区立小学校は 71 校、児童数 34,929 人、すくすくスクール登録児童数 22,870 人、うち学童登録児童数 4,476 人。近年、小学校児童数はやや減少傾向にあるが、学童登録児童数はほぼ横ばいで推移している。

すくすくスクール事業については、校庭や体育館などを利用して、児童がのびのびと自由な活動ができる事業として、学校・地域・保護者の連携による、世代の違う多くの大人と異年齢の児童との交流を豊かにしていく取組みとして展開されている。

・すくすくスクール実施までの経過

放課後等の学校施設を有効に活用し、地域・学校・保護者の連携により、多くの大人との交流やさまざまな体験を通して、子どもたちの豊かな人間性を育むことを目的とした健全育成事業を、学童クラブ機能を包括する形で実施している。

平成 14 年度に教育委員会と子ども家庭部(児童厚生部局)で、地域の方々を含めてプロジェクトチームを発足させ、検討を進めモデル事業を実施したうえで、平成 15 年度に 1 校で実施した。平成 16 年度には、学校敷地内に学童クラブを設置していた 39 校で、さらに翌 17 年度には当時の全 73 小学校で実施した。全校実施となった平成 17 年度には、これまで教育委員会と子ども家庭部の共管であった体制から、教育委員会を担当主管とする体制に切り替えた。

すくすくスクール事業の実施に併せ、学童クラブ事業の定員や小学 3 年生までの年齢制限の撤廃を図り、待機児童を解消することができた。また、これまで学童クラブを実施していた児童館については、児童館としての機能をすくすくスクールに集約させたことにより、新たに中高生の活動拠点として利用するなど、中高生に特化した事業を地域と共に行っている。

・すくすくスクールの特徴

スタッフの構成は、地域の代表のボランティアである「クラブマネージャー」、区の専門職員である「サブマネージャー」、区の臨時職員である「プレイングパートナー」、地域ボランティアである「サポーター」の 4 種類である。

特徴的なことは、第 1 として、すくすくスクールの代表的な立場で学校や地域との総合的な調整を行うクラブマネージャーを地域の代表がボランティアで担っていることである。開設当初から町

会・自治会や PTA の役員など、地域の代表に積極的に関わってもらうことで、地域の理解・協力を得た活動を可能としている。また、イベントや企画などについて、地域ボランティアであるサポーターを中心に行うものも多いが、地域人材の活用にあたっては、クラブマネージャーが地域の代表の方であることで、人材の発掘や協力の得やすいことがあげられる。

第 2 として、その地域ボランティアとして活動を行うサポーターで構成する「サポートセンター」を設置し、組織化して運営を行っている点があげられる。各サポートセンターにサポートセンター長を置き、サポーター全員で子ども達との関わり方を考え、プログラム等に反映させるほか、地域の協力・調整やサポーターの発掘なども効率的に行っている。

こうした地域との協力により、さまざまな活動を行うことで、世代を超えた交流が図られるとともに、スポーツ活動や文化活動、伝統文化の伝承など多様なプログラムを体験することができ、子どもの健やかな成長の糧になっていると考えられる。

・公設公営で運営される点について

今回の視察先である、江戸川区立西葛西小学校すくすくスクールは世田谷区同様、公設公営で事業運営が行われている。区からの専門職員と臨時職員の配置はさることながら、地域ボランティアを多用することで、各校において上手く運営されている印象が強い。

さらに事業を支えるサポーターに至っては、無償ボランティアという強力な体制である。

地域の人たちの手伝いは大きな柱となり、地域の力が成り立たないと出来ない部分である。また、小学校自体の協力や連携も得られなければ出来ないことであり、学校側もすくすくスクールを学校事業の一つという認識でいることに心強い感じを受けた。

これらの取組みがもたらす効果の一つに、「地域に知っている大人が増える」、「地域に知っている子どもが増える」という安全安心の観点からのメリットが見出せるとされ、この取組み手法が上手くいっている要因と考えられる。

○神奈川県横浜市

・概況

神奈川県東部に位置する政令指定都市で、面積約 435k m²、東西に 23.6km、南北に 31.1km とやや南北に長い市域である。明治 22 年の市制施行後、市域拡張と行政区再編を重ね、平成 6 年から現在の 18 の行政区となっている。平成 28 年 4 月時点で、人口約 370 万人と基礎自治体で最大の人口を抱える大都市である。市立小学校は義務教育学校を含め 341 校、児童数は 18 万人を超える規模となっている。

・放課後キッズクラブの特徴

「遊びの場」と「生活の場」の両機能を持つ「放課後キッズクラブ」は、午後 7 時まで開設され、

「遊びの場」としての 5 時までの利用については無料、「生活の場」としての 7 時までの利用については月額 5 千円とおやつ代の実費負担がかかる。他の 2 つの事業との大きな違いとして、運営主体を法人に限定していることがある。転換にあたっては、これまで「はまっ子ふれあいスクール」を運営していた運営委員会(任意団体)に NPO 法人格を取得してもらい、引き続き「放課後キッズクラブ」を運営するケースと、公募によって選定された法人が運営するケースがあり、概ね前者の割合が 3 分の 1 程度である。また、公募の際には当該校の「はまっ子ふれあいスクール」運営委員会のメンバーなどからなる「選定検討会」の委員に対してプレゼンを行い、今までの運営方針とのマッチング等の意見をいただいたうえで選定するなど、これまでの「地域による子育て」の長所を取り入れる工夫をしている。

「放課後キッズクラブ」を導入している学校の在籍児童数に対する登録児童の割合は、約 55%だが、低学年が 76%の登録率に対し、高学年は 27%と差が見られ、実際の利用状況は高学年児童がかなり少ない。また、7 時までの利用登録に限ると学校によりバラつきはあるものの平均で 20 人程度である。5 時までの利用が無料であることや、学区内に放課後児童クラブもあり選択できることなどから登録率が低いと考えられる。

・横浜市立新石川小学校放課後キッズクラブ(青葉区)

今回の視察先である、新石川小学校放課後キッズクラブは、平成 27 年度から運営を開始している。運営主体は NPO 法人新石川キッズサポートであり、「はまっ子ふれあいスクール」の運営委員会が NPO 法人格を取得し、引き続き運営を行う形で転換された。平成 28 年 4 月時点の児童数 605 人に対し、登録児童数 357 人、登録率 59%と市内平均を上回る登録率となっており、特に低学年においては 85%を超え、非常に高くなっている。

2. 区内の事例紹介

今回の検討にあたり、先進事例となる他自治体を視察したが、併せて区内における放課後対策事業（ここでは新 BOP 事業）とその他の子どもの居場所にも目を向けたい。

・区立小学校新 BOP 事業

平成 28 年度における区立小学校の児童数は 34,358 人であるが、うち新 BOP 登録の児童数は 33,397 人と全体の約 8 割に達する。また学童クラブへの入会児童数は 5,335 人と年々増加傾向にあり、なかでも小学 1 年生から 3 年生の低学年の増加が顕著である。さらには、学童クラブ入会児童数 100 人以上（いわゆる大規模校 BOP）の小学校も増加傾向にある。

このたび、小学校 63 校の中で児童数に対して、新 BOP 登録児童数が 9 割を超えている小学校のうち、瀬田小学校と東玉川小学校の 2 校について視察した。

・空き家活用・地域共生のいえ

子どもの放課後に対する遊び場や居場所は学校内だけとは限らない。今回、「地域共生のいえ」を活用した取組みについても視察した。

【区内小学校 2 校、岡さんのいえ TOMO】

所在地	世田谷区奥沢1-1-1	世田谷区瀬田2-15-1	世田谷区上北沢3-5-7
施設名	東玉川小学校新BOP	瀬田小学校新BOP	岡さんのいえ TOMO
運営形態	公設公営	公設公営	民設民営
利用料	月額5,000円(学童クラブ)	月額5,000円(学童クラブ)	無料
利用時間	平日:下校時～午後6時15分 学校休業日:午前8時15分～午後6時15分	平日:下校時～午後6時15分 学校休業日:午前8時15分～午後6時15分	毎週水曜日12時～17時 毎週日曜日14時～16時 第一、第三月曜日 第二、第四水曜日18時～20時中高生の居場所
利用可能児童	小学校1～3年生 (個別的配慮が必要な場合は6年生まで)	小学校1～3年生 (個別的配慮が必要な場合は6年生まで)	「地域共生のいえ」

○瀬田小学校新 BOP

・瀬田小学校新 BOP について

瀬田小学校は、環状八号線と国道 246 号線交差付近の区南部に位置する小学校であり、平成 28 年度において児童数 648 人、うち新 BOP 登録数 505 人、学童クラブ登録児童数 67 人（平成 28 年 5 月 1 日現在）となっている。また、瀬田小学校地域の特徴としては、近隣児童館や隣接する瀬田中学校との連携を図り、さらに地域も巻き込んだイベントなども実施するなど、その活動範囲が広いことである。

・新 BOP として心がけていること

「子どものトラブルはその場で解決する。お互い謝る。」「仲間はずれはしない。“入れて”・“いいよ”」、「暗い顔で帰さない。」

これらの心がけを実践するために、地域との連携への工夫や、イベントの継続性（一見イベントにしない工夫）、支援員の質の向上（事務局長をはじめとする支援員同士の情報交換会の実施）に対する努力など、日々取り組んでいるところにある。

・遊びの内容

室内遊びでは、あやとり、メンコ作り、こま回し、けん玉、レゴ、ゲームなど様々な遊びを用意し、子どもたちが自主的に選んで遊べるよう設定している。また、外遊びとしてサッカーや野球、一輪車、ドッジボール、鬼ごっこなど、体育館ではフラフープや縄跳び、バスケットボール、バレーボールなど、全体的に体を使った様々な遊びができるようにしている。時には、児童館の協力を得ての野球教室も行われている。子ども同士が自由な遊びの中で、自主性、創造性、思いやり、社会性を培えることを目標の一つとしている。

○東玉川小学校新 BOP

・東玉川小学校新 BOP について

東玉川小学校は、区の東南端で東・西・南が大田区に接し、近くには環状八号線や自由通りが通う小学校であり、平成 28 年 5 月 1 日時点において全児童数 362 人、うち BOP 登録児童数 299 人、学童クラブ登録児童数 34 人となっている。

また、東玉川小学校地域の特徴として、区内各児童館からの距離が遠く、子どもに関する施設も少ないという立地条件が、逆に学校と地域とのつながりを強くさせ、良好な関係が構築できた小学校といえる。

・子どもとの約束（三つの“あ”）

「元気よくあいさつしよう（あいさつ）」、「安全に気をつけて遊ぼう（あんぜん）」、「使った道具は片付けよう（あとしまつ）」

「安全管理・指導の徹底」、「子どものニーズに対応した環境づくり」、「魅力ある活動の計画」など目標に、学校をはじめ、保護者や地域への理解と協力のもと、運営に取り組んでいる。そのために子どもとの約束（三つの“あ”）を作り、それを守ること、楽しく、安全に活動できるようにしている。

・遊びの内容

校庭では野球やサッカー、一輪車、縄跳び、鬼ごっこやスポーツイベント（ドッジボールや野球、

サッカーの大会) など身体を動かす活動で、体力づくりにつながるものが多い。また、室内では読書、ゲーム、パズル、お絵かき、折り紙などのほか、工作やゲーム大会のイベントで活動している。囲碁・将棋やこま、剣玉、面子、お手玉、綾取り、かるたなど日本の伝統的な遊びにも触れ、人気がある。

なかでも囲碁・将棋については、毎週火曜日、地域の方が子どもたちへの指導のために来校し、子どもたちのレベルに合わせた指導を行っているのが特徴であり、その指導を通じて、礼儀作法も伝えられている。また、囲碁・将棋以外では、毎月1回(木曜日)おはなし会を開催しているものもある。

毎年恒例の一大イベント新 BOP まつりは、子どもスタッフによる出店のほか、PTA 等々力児童館による出店があり、盛り上がる。

これらの遊びが充実した活動になるよう、新 BOP 職員は、学校、PTA、地域の方々、児童館や子育て支援施設と緊密に連絡、調整を行っている。

○地域共生のいえ（岡さんのいえ TOMO）

・「地域共生のいえ」について

「地域共生のいえ」とは、オーナー自らの意思により、区内の自己所有の建物の一部あるいは全部を、オーナーに共感する区民と共に、一般財団法人世田谷トラストまちづくりの支援を受け、営利を目的としない地域の公益的な場として活用されている建物のことである。「子どもたちの地域の居場所」、「子育てを支援する場」、「地域の人々の交流の場」として、平成 27 年度末までに 19 ヶ所開設されている。

・岡さんのいえ TOMO

その「地域共生のいえ」の一つである「岡さんのいえ TOMO」は、かつて子どもたちに英語やピアノを教えていた「岡ちとせさん(1907～2006)」の故人の意思を親族が引き継ぎ、築 70 年の古民家を活用して、オーナーとオーナーに共感する人たちで作られた TOMO の会で運営されている。

「岡さんのいえ TOMO」では、10 年以上前より子どもたちが学校帰りに立ち寄る居場所として存在し、子どもたちの口コミにより学校や地域の方々に知れ渡り、「地域共生のいえ」として、今ではマスコミやメディアにも取り上げられることもあり、子どもたちの居場所の先進事例ともなっている。視察の際にも、駄菓子屋に立ち寄り児童館へ行く子どもや、子育て中の地域の方々や見学に来ていた大学生など、多くの人々が利用されていた。

また、「世田谷区子ども計画（第 2 期）」では、高学年の児童については、BOP や児童館で児童の成長に合わせた継続した緩やかな見守りを実施するとともに、プレーパーク等を含めた、地域の居場所においては、大人の目が入った見守りを展開していくこととしている。今回視察した「岡さんのいえ TOMO」は、子どもたちにとって、大切な地域の居場所の選択肢の一つであることを改めて実感したところである。